

東白川村地域防災計画新旧対照表

- 一般対策編

東白川村地域防災計画新旧対照表【一般対策編】

新	旧	
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的・性質等</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 計画事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この計画は、風水害等災害に対し村、県及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示し、対策を推進するものであり、災害発生時及び災害が発生するおそれがある段階に講ずべき対策等を具体的に整理した実施細目(マニュアル)等については、更に関係機関において別途定めることを予定する。</p> <p>(3) から (7) まで (略)</p> <p>3. から7. まで (略)</p> <p>第2節 防災に関する組織</p> <p>1. 東白川村防災会議</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 委 員</p> <p>ア <u>岐阜県警察の警察官</u>のうちから村長が任命する者</p> <p><u>イ</u> 村の職員のうちから村長が任命する者</p> <p><u>ウ</u> 教育長</p> <p><u>エ</u> 防災対策監</p> <p><u>オ</u> 消防団長</p> <hr/> <p><u>カ</u> 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者</p> <p>(3) 専門委員</p> <p>防災会議に、専門事項を調査するため専門委員を置く場合は、関係地方行政機関の職員、岐阜県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、<u>可茂消防事務組合の職員</u>及び学識経験者のうちから、村長が任命する。</p> <p>第3節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>第4節 住民等の基本的責務</p> <p>(略)</p> <p>第5節 東白川村地域の概要</p> <p>1.</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>2. 社会的特徴</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的・性質等</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 計画事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この計画は、風水害等災害に対し村、県及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示し、対策を推進するものであり、災害発生時_____に講ずべき対策等を具体的に整理した実施細目(マニュアル)等については、更に関係機関において別途定めることを予定する。</p> <p>(3) から (7) まで (略)</p> <p>3. から7. まで (略)</p> <p>第2節 防災に関する組織</p> <p>1. 東白川村防災会議</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 委 員</p> <p>ア <u>国及び県の関係地方行政機関の職員</u>のうちから村長が任命する者</p> <p><u>イ</u> <u>村議会議長</u></p> <p><u>ウ</u> 村の職員のうちから村長が任命する者</p> <p><u>エ</u> 教育長</p> <p><u>オ</u> 防災対策監</p> <p><u>カ</u> 消防団長</p> <p><u>キ</u> <u>可茂消防事務組合の職員のうちから村長が任命する者</u></p> <p><u>ク</u> <u>指定公共機関又は指定地方公共機関その他これらに準ずる機関の職員のうちから村長が任命する者</u></p> <p><u>ケ</u> 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者</p> <p>(3) 専門委員</p> <p>防災会議に、専門事項を調査するため専門委員を置く場合は、関係地方行政機関の職員、岐阜県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員_____及び学識経験者のうちから、村長が任命する。</p> <p>第3節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>第4節 住民等の基本的責務</p> <p>(略)</p> <p>第5節 東白川村地域の概要</p> <p>1.</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>2. 社会的特徴</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○条例に合わせた修正</p>

(1) 人口

村の人口総数は、平成15年4月1日時点では3,107人であったが2,156人(令和3年4月1日現在)となっている。男女別内訳は、男性1,026人、女性1,130人である。世帯数は、911世帯から820世帯となっている。

国勢調査による人口の推移についてみると、平成12年には2,980人であったが、令和2年には2,016人で減少傾向となっている。

(2) から (4) まで (略)

(5) 観光地施設等

村の観光地としては、国道256号沿いに、道の駅「茶の里東白川」等があり、年間約150千人の観光客が訪れている。

3. 自然災害等

(1) から (3) まで (略)

(4) 火災

村の火災は、地勢的条件から林野火災と住宅等建物火災に大別され、過去20年間の状況は、以下のとおりである。

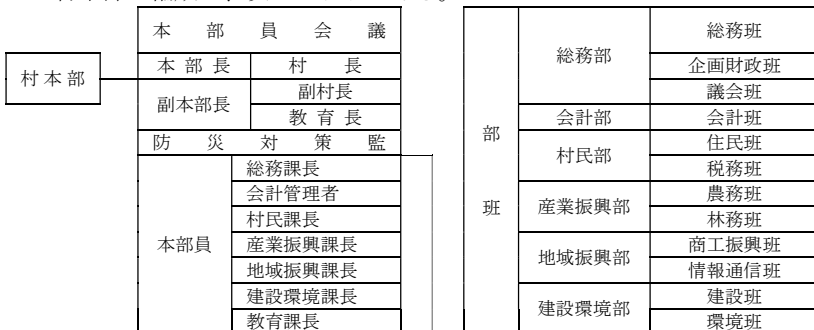
Table with columns for year, building, forest, road, other, total. Rows from Heisei 13 to Heisei 22, and a total row. Total counts: 13 buildings, 5 forests, 1 road, 12 others, 31 total.

第6節 東白川村災害対策本部の組織

1. (略)

2. 編成

村本部の編成は、次のとおりである。



(1) 人口

村の人口総数は、平成15年4月1日時点では3,107人であったが2,201人(令和2年4月1日現在)となっている。男女別内訳は、男性1,051人、女性1,150人である。世帯数は、911世帯から828世帯となっている。

国勢調査による人口の推移についてみると、平成12年には2,980人であったが、平成27年には2,261人で減少傾向となっている。

(2) から (4) まで (略)

(5) 観光地施設等

村の観光地としては、国道256号沿いに、道の駅「茶の里東白川」や、わくわく体験ランドこもれびの里等があり、年間約150千人の観光客が訪れている。

3. 自然災害等

(1) から (3) まで (略)

(4) 火災

村の火災は、地勢的条件から林野火災と住宅等建物火災に大別され、過去20年間の状況は、以下のとおりである。

Table with columns for year, building, forest, road, other, total. Rows from Heisei 12 to Heisei 21, and a total row. Total counts: 13 buildings, 5 forests, 1 road, 11 others, 30 total.

第6節 東白川村災害対策本部の組織

1. (略)

2. 編成

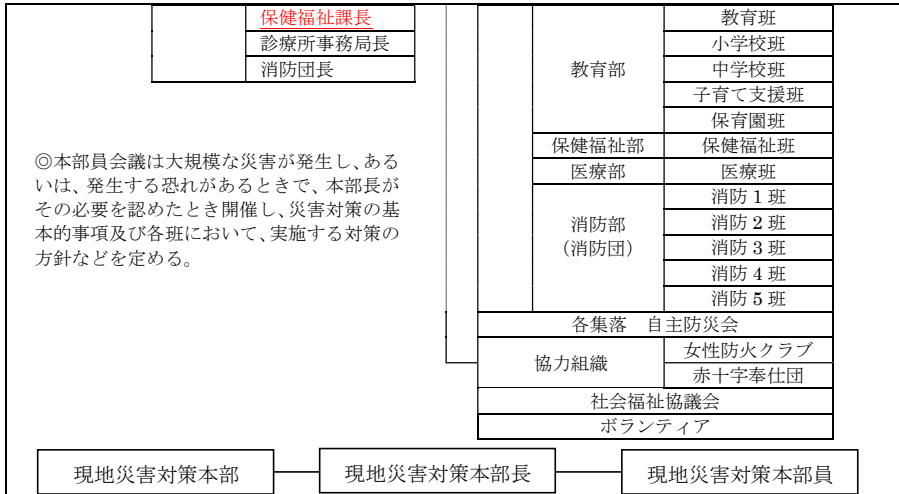
村本部の編成は、次のとおりである。



○基礎数値の更新

○施設廃止に伴う修正

○基礎数値の更新



3. 分担任務

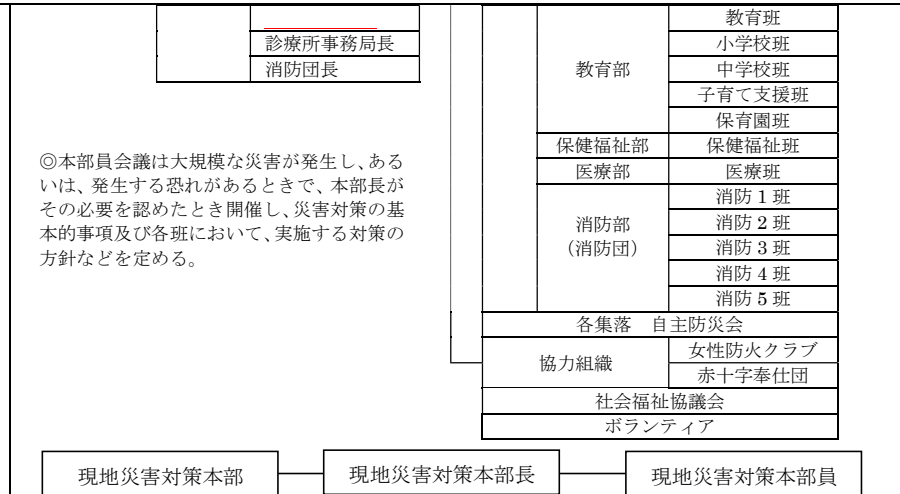
- (1) (略)
- (2) 災害対策本部
村は、災害対策本部が被災した場合、村庁舎内に設置できない場合に備え、予備施設（第1：はなのき会館、第2：旧国保診療所）をあらかじめ指定する。
- (3) (略)

第2章 災害予防

第1節 総則

第1項 防災協働社会の形成推進

1. (略)
2. 推進体制
 - (1) から (2) (略)
 - (3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立
村は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、村防災会議の委員への任命など防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努める。
また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努めるものとする。
 - (4) 関係機関と連携した防災対策の整備
平常時から村は県及び関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。
また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援



3. 分担任務

- (1) (略)
- (2) 災害対策本部
村は、災害対策本部が被災した場合、村庁舎内に設置できない場合に備え、予備施設（第1：はなのき会館、第2：こもれびの館）をあらかじめ指定する。
- (3) (略)

第2章 災害予防

第1節 総則

第1項 防災協働社会の形成推進

1. (略)
2. 推進体制
 - (1) から (2) (略)
 - (3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立
村は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、村防災会議の委員への任命など防災の現場における女性 _____ の参画 拡大など 男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努める。

 - (4) 関係機関と連携した防災対策の整備
平常時から村は県及び関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、_____ 実効性の確保に留意する。
また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援

○組織編制変更に伴う修正

○施設廃止に伴う修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

<p>物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、村は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能529B等を活用する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進 <u>県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</u></p> <p>第2項 防災業務施設・設備等の整備 1. から10.まで (略)</p> <p>第3項 防災思想・防災知識の普及 1. 地域住民に対する普及 ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、各個人にとって最も重要なもの(常備薬、コンタクト<u>レンズ</u>、インシュリン、医療器具など)をまとめておくこと、<u>自動車へのこまめな満タン給油</u>、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共催等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</p> <p>イ <u>警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難</u>の発令時にとるべき行動 ウからエまで (略)</p> <p>2. から6. (略)</p> <p>第2節 東白川村地域保全対策 第1項 河川防災対策 <u>治水対策の緊急性に照らして、集中豪雨による洪水等に対処するため、流域のあらゆる関係者が協働して流域治水を促進する。</u>村における河川の状況及び改修事業の計画は、次のとおりである。</p> <p>1. から2.まで (略)</p> <p>第2項 砂防対策・急傾斜地崩壊防止対策 1. から2.まで (略)</p> <p>3. 地すべり防止事業 <u>亀裂の発生、地盤の隆起、陥没等の地すべり現象が見られる地区について、地形、地質、地下水脈等の調査を実施し、地すべり原因を把握し、その地区に適した地すべり防止工事の推進を図る。</u> (※資料編・資料3 急傾斜地崩壊危険区域)</p> <p>第3項 農地防災対策 風水害によって土砂崩壊の危険を生じた箇所においては、農用地及び農業用施設の災害を防止するために土砂崩壊防止工事を、急傾斜地で耕土の流失による被害を受ける恐れのあるところには農地保全事業を実施する。 村は、<u>決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池</u>について、緊急連絡体制の整備等を推進す</p>	<p>物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、村は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能529B等を活用する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(新規)</p> <hr/> <p>第2項 防災業務施設・設備等の整備 1. から10.まで (略)</p> <p>第3項 防災思想・防災知識の普及 1. 地域住民に対する普及 ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、各個人にとって最も重要なもの(常備薬、コンタクト<u>_____</u>、インシュリン、医療器具など)をまとめておくこと、<u>_____</u>負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共催等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</p> <p>イ <u>警報等発表時や避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令時にとるべき行動 ウからエまで (略)</p> <p>2. から6. (略)</p> <p>第2節 東白川村地域保全対策 第1項 河川防災対策 (新規) <u>_____村における河川の状況及び改修事業の計画は、次のとおりである。</u></p> <p>1. から2.まで (略)</p> <p>第2項 砂防対策・急傾斜地崩壊防止対策 1. から2.まで (略)</p> <p>(新規)</p> <hr/> <p>第3項 農地防災対策 風水害によって土砂崩壊の危険を生じた箇所においては、農用地及び農業用施設の災害を防止するために土砂崩壊防止工事を、急傾斜地で耕土の流失による被害を受ける恐れのあるところには農地保全事業を実施する。 村は、<u>農業用ため池等</u>が決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進す</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の内容を踏まえた修正</p> <p>○文言の修正</p>
---	---	---

<p>動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとす。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示する <u>とともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。</u>加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。</p> <p><u>ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクを正しく理解し、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として自宅の安全な場所や親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めるものとする。</u></p> <p>第2項から第3項まで (略)</p> <p>第4項 火薬、ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質等保安対策</p> <p>1. から2. まで (略)</p> <p>3. 危険物保安計画</p> <p>(1) から (5) (略)</p> <p><u>(6) 風水害への備え</u></p> <p><u>危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。</u></p> <p>4. から5. まで (略)</p> <p>第5項から第6項 (略)</p> <p>第7項 孤立地域防止対策</p> <p>1. から2. まで (略)</p> <p>3. 孤立予想地域の実態把握</p> <p>災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握 <u>するとともに、周辺道路を含めた地図を付してデータベース化するものとする。</u></p> <p>4. から6. まで (略)</p> <p>第6節 文教対策 (略)</p> <p>第7節 防災教養訓練対策 (略)</p> <p>第8節 防災上重要地域の予防対策</p> <p>第1項から第2項まで (略)</p> <p>第3項 自主防災組織の育成と強化</p> <p>大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想され、「みんなの地域はみんなを守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠であり、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。<u>その際、女性の参画の促</u></p>	<p>動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとす。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示する <u>ことに</u> <u>努める。</u>加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。</p> <p>第2項から第3項まで (略)</p> <p>第4項 火薬、ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質等保安対策</p> <p>1. から2. まで (略)</p> <p>3. 危険物保安計画</p> <p>(1) から (5) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>4. から5. まで (略)</p> <p>第5項から第6項 (略)</p> <p>第7項 孤立地域防止対策</p> <p>1. から2. まで (略)</p> <p>3. 孤立予想地域の実態把握</p> <p>災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握 <u>しておく</u>。</p> <p>4. から6. まで (略)</p> <p>第6節 文教対策 (略)</p> <p>第7節 防災教養訓練対策 (略)</p> <p>第8節 防災上重要地域の予防対策</p> <p>第1項から第2項まで (略)</p> <p>第3項 自主防災組織の育成と強化</p> <p>大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想され、「みんなの地域はみんなを守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠であり、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
--	--	---

<p><u>進に努めるものとする。</u></p> <p>1. 地域住民による自主防災組織</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p>(6) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村防災会議に提案するなど、村と連携して防災活動を行うこととする。 村は、村計画に地区防災計画を位置付けるよう村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、村計画に地区防災計画を定める。 <u>村は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>(7) から (10) まで (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>第4項 (略)</p> <p>第9節 災害対策物資備蓄等の計画</p> <p>大規模災害が発生した直後の住民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備に努める。 また、村は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。<u>なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>1. 災害対策物資の備蓄</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p><u>(5) 物資支援の事前準備</u> <u>県及び村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u></p> <p>2. から4. まで (略)</p> <p>第10節 緊急輸送網の整備</p> <p>大規模災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施</p> <hr/> <p>し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためは、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた対策を進</p>	<p>1. 地域住民による自主防災組織</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p>(6) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村防災会議に提案するなど、村と連携して防災活動を行うこととする。 村は、村計画に地区防災計画を位置付けるよう村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、村計画に地区防災計画を定める。</p> <hr/> <p>(7) から (10) まで (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>第4項 (略)</p> <p>第9節 災害対策物資備蓄等の計画</p> <p>大規模災害が発生した直後の住民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備に努める。 また、村は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。</p> <hr/> <p>1. 災害対策物資の備蓄</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2. から4. まで (略)</p> <p>第10節 緊急輸送網の整備</p> <p>大規模災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施するためには、<u>要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、そのルート確保が重要であるため、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
---	--	--

<p>める。</p> <p>1. から4. まで (略)</p> <p>5. 地域内輸送拠点の設置</p> <p>村は、災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、地域内輸送拠点を設置するものとする。</p> <p>村は、地域内輸送拠点への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>第11節 害通信設備及び消防施設等の整備 (略)</p> <p>第12節 避難対策</p> <p>1. 避難計画の策定</p> <p>村は、避難<u>情報</u>の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。特に、<u>高齢者等避難</u>の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行う。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>また、村は、住民が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努める。</p> <p>■計画の内容 (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 避難場所・避難所</p> <p>村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、集会所、学校、広場等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</p> <p>指定避難所が使用不能となった場合に備え、<u>ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努める。</u></p> <p>また、指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておく。</p>	<p>1. から4. まで (略)</p> <p>(新規)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第11節 害通信設備及び消防施設等の整備 (略)</p> <p>第12節 避難対策</p> <p>1. 避難計画の策定</p> <p>村は、避難<u>勧告等</u>の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。特に、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行う。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>また、村は、住民が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努める。</p> <p>■計画の内容 (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 避難場所・避難所</p> <p>村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、集会所、学校、広場等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</p> <p>指定避難所が使用不能となった場合に備え、<u>民間施設等で受入れ可能な施設を検討しておく。</u></p> <p>また、指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておく。</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
---	---	---

<p>なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>(1) から (2) (略)</p> <p>(3) 避難所運営マニュアルの策定</p> <p>村は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて<u>避難所や資機材に関する</u>必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、<u>地域の防災リーダーをはじめ</u>住民が主体的に指定避難所を運営できるよう務めるものとする。</p> <p><u>避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。</u></p> <p>また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう務めるものとする。</p> <p>村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に務めるものとする。</p> <p>■避難所運営マニュアルの内容 (略)</p> <p>(4) から (7) まで (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. <u>高齢者等避難、避難指示等の基準の策定</u></p> <p>村は、<u>高齢者等避難、避難指示等</u>について、国及び県等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「<u>避難情報の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</u>」に沿ったマニュアルを整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、マニュアル等に基づき、<u>高齢者等避難</u>の発令による高齢者や<u>障がい者</u>等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するものとする。</p> <p>また、気象警報、<u>避難情報</u>を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容についてあらかじめ検討しておくとともに、村長不在時における<u>避難情報</u>の発令について、その判断に遅れを生じることがないように、代理規定等を整備するよう努めるものとする。</p> <p>6. <u>避難情報の助言にかかる連絡体制</u></p> <p>村は、<u>避難情報</u>及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>7. (略)</p> <p>8. <u>土砂災害等に対する住民の警戒避難体制</u></p> <p>村は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を土砂災害警戒情報等を用い</p>	<p>なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>(1) から (2) (略)</p> <p>(3) 避難所運営マニュアルの策定</p> <p>村は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて<u>必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、</u>住民が主体的に指定避難所を運営できるよう務めるものとする。</p> <p>また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう務めるものとする。</p> <p>村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に務めるものとする。</p> <p>■避難所運営マニュアルの内容 (略)</p> <p>(4) から (7) まで (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の基準の策定</u></p> <p>村は、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>等について、国及び県等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「<u>避難勧告等</u>」の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に沿ったマニュアルを整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、マニュアル等に基づき、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令による高齢者や<u>障害者</u>等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するものとする。</p> <p>また、気象警報、<u>避難勧告等</u>を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容についてあらかじめ検討しておくとともに、村長不在時における<u>避難勧告、避難指示（緊急）等</u>の発令について、その判断に遅れを生じることがないように、代理規定等を整備するよう努めるものとする。</p> <p>6. <u>避難勧告等の助言にかかる連絡体制</u></p> <p>村は、<u>避難勧告等</u>及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>7. (略)</p> <p>8. <u>土砂災害等に対する住民の警戒避難体制</u></p> <p>村は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を土砂災害警戒情報等を用い</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
--	--	---

<p>てあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努めるものとする。このうち、避難 <u>情報</u> の発令基準として、土砂災害警戒情報の発表を位置づける。</p> <p>9. (略)</p> <p>10. 避難に関する広報 村は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや（土砂災害）ハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施する。 <u>なお、住民への周知にあたっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを強調しておくものとする。</u></p> <p>11. (略)</p> <p>12. 避難所等におけるホームレスの受け入れ 村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p>13. 避難情報の把握 県及び村は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めるものとする。</p> <p>14. 広域避難 国、県及び村は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難の実施に係る検討、他市町村や事業者等との協定締結、住民への周知に努めるものとする。 ア 村の役割 村は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、他の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、その住民等の受入について、県内の他の市町村に協議するものとする。なお、他の都道府県の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求めるものとする。 村は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。 イ 県の役割 県は、村から協議の要求があったときは、他の都道府県と協議を行うものとする。また、村からの求めにより、協議の相手方その他広域避難に関する事項について助言するものとする。</p>	<p>てあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努めるものとする。このうち、避難 <u>勧告等</u> の発令基準として、土砂災害警戒情報の発表を位置づける。</p> <p>9. (略)</p> <p>10. 避難に関する広報 村は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや（土砂災害）ハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施する。</p> <p>11. (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
--	---	---

<p><u>県は、災害が発生するおそれがある地域の住民等を災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、運送を要請するものとする。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、当該機関に対し、運送を行うべきことを指示するものとする。</u></p> <p>ウ 国の役割</p> <p><u>国は県から要請があった場合、協議の相手方その他都道府県外広域避難に関する事項又は広域避難に関する事項について助言するものとする。</u></p>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
<p>第13節 緊急離着陸場等の整備</p> <p>1. (略)</p> <p>2. ヘリポート等の整備</p> <p>村は、公共建築物の屋上ヘリポート等の整備・確保に努めるほか、ヘリコプターが安全に離着陸できるように、周囲に障害物となるものが生じないように維持管理に努める。</p> <p>(※資料編・資料 11 防災ヘリコプター緊急離着陸場)</p>	<p>第13節 緊急離着陸場等の整備</p> <p>1. (略)</p> <p>2. ヘリポート等の整備</p> <p>村は、公共建築物の屋上ヘリポート等の整備・確保に努めるほか、ヘリコプターが安全に離着陸できるように、周囲に障害物となるものが生じないように維持管理に努める。</p> <p>(※資料編・資料 10 防災ヘリコプター緊急離着陸場)</p>	<p>○文言の修正</p>
<p>第14節 要配慮者、避難行動要支援者対策</p> <p>1. 地域ぐるみの避難支援等</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p>(6) 円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮</p> <p>村が避難行動要支援者の円滑な避難のための立退きが行えるよう、次のとおり配慮を行う。</p> <p>ア 避難 情報等の伝達</p> <p>避難行動要支援者が避難を開始する目安となる避難 情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難にあたって重要な情報である。</p> <p>避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする ・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する ・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すなど、その情報伝達について、特に配慮する。 <p>イ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p><u>(8) 個別避難計画</u></p> <p><u>村は、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）を作成するよう努める。本人の同意を得ることを前提に、居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。</u></p> <p><u>村は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、医療・福祉</u></p>	<p>第14節 要配慮者、避難行動要支援者対策</p> <p>1. 地域ぐるみの避難支援等 関係者</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p>(6) 円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮</p> <p>村が避難行動要支援者の円滑な避難のための立退きが行えるよう、次のとおり配慮を行う。</p> <p>ア 避難 準備 情報等の伝達</p> <p>避難行動要支援者が避難を開始する目安となる避難 準備 情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難にあたって重要な情報である。</p> <p>避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする ・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する ・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すなど、その情報伝達について、特に配慮する。 <p>イ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(新規)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>○文言の修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>

関係者等と連携し、その心身の状況に応じて記載内容を更新するほか、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも適時適切に更新するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

村は、避難支援等に携わる関係者として村の計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、村の条例の定めにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

2. から5. まで (略)

6. 要配慮者利用施設等の保安対策

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に係る具体的計画を策定する。

特に、浸水想定区域、土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設については、当該災害に対する「避難確保計画」を策定するなど、保安対策を実施する。

なお、対象とする要配慮者施設は資料編・資料10を参照。

第15節 応急住宅対策

(略)

第16節 ボランティア活動の環境整備計画

(略)

第17節 広域応援体制の整備

(略)

第18節 医療救護体制の整備

(略)

第19節 防疫対策

(略)

第20節 行政機関の業務継続体制の整備

(略)

第21節 企業防災の促進

1. 企業の取り組み

ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、まず顧客の安全、次に企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2. から5. まで (略)

6. 要配慮者利用施設等の保安対策

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に係る具体的計画を策定する。

特に、浸水想定区域、土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設については、当該災害に対する「避難確保計画」を策定するなど、保安対策を実施する。

なお、対象とする要配慮者施設は資料編 P20を参照。

第15節 応急住宅対策

(略)

第16節 ボランティア活動の環境整備計画

(略)

第17節 広域応援体制の整備

(略)

第18節 医療救護体制の整備

(略)

第19節 防疫対策

(略)

第20節 行政機関の業務継続体制の整備

(略)

第21節 企業防災の促進

1. 企業の取り組み

ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、まず顧客の安全、次に企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。

○文言の修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

イからウまで (略)

2. (略)

第22節 大規模停電対策 (略)

第3章 災害応急対策

第1節 村本部活動体制

第1項 活動体制の整備

災害が発生し、又は発生する恐れのある場合で村長が必要と認めるときは、災害対策基本法の規定により村本部を設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと村本部長（村長）が認めるときはこれを廃止する。

また、村長は災害地に現地災害対策本部（以下、「現地村本部」という。）をおくことができる。

村は、村内で局地的に特別警報に準ずる気象現象が発生した場合は、村本部を設置又は、事態の推移に伴い速やかに村本部を設置するための警戒体制をとると同時に、必要に応じて、避難情報^〇の発令も含め住民への周知・伝達を図るものとする。なお、村本部の運用に関する計画は次によるほか、防災活動に即応できるように定めるとともに災害情報の収集、災害対策の実施方針を作成し、必要に応じ関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。

1. 村本部の運用

(1) 体制

村本部の設置及び体制は、次による。

■風水害等一般災害時の配備体制

体制	配備基準	体制をとる者 (部、班)	摘要
準備体制	① 次の注意報、警報のうち、いずれかが発表されたとき。 大雨注意報 洪水注意報 大雪警報 ② その他県から連絡のあったとき、又は村長がこの体制を命じたとき。	・宿日直者	① 災害対策本部は、設置されない。 ② 活動内容は、各種情報の収集連絡
警戒体制	① 次の警報のうち、いずれかが発表されたとき。 暴風警報 暴風雪警報 大雨警報 洪水警報 ② その他村長がこの体制を命じたとき。	・防災当番	① 村長が必要と認めるときは、災害対策警戒本部が設置される。 ② 村長が必要と認めるときは、災害対策本部が設置できる。 ③ 活動内容は、各種情報の収集連絡及び地域の巡視

イからウまで (略)

2. (略)

第22節 大規模停電対策 (略)

第3章 災害応急対策

第1節 村本部活動体制

第1項 活動体制の整備

災害が発生し、又は発生する恐れのある場合で村長が必要と認めるときは、災害対策基本法の規定により村本部を設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと村本部長（村長）が認めるときはこれを廃止する。

また、村長は災害地に現地災害対策本部（以下、「現地村本部」という。）をおくことができる。

村は、村内で局地的に特別警報に準ずる気象現象が発生した場合は、村本部を設置又は、事態の推移に伴い速やかに村本部を設置するための警戒体制をとると同時に、必要に応じて、避難^〇の発令も含め住民への周知・伝達を図るものとする。なお、村本部の運用に関する計画は次によるほか、防災活動に即応できるように定めるとともに災害情報の収集、災害対策の実施方針を作成し、必要に応じ関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。

1. 村本部の運用

(1) 体制

村本部の設置及び体制は、次による。

■風水害等一般災害時の配備体制

体制	配備基準	体制をとる者 (部、班)	摘要
準備体制	① 次の注意報、警報のうち、いずれかが発表されたとき。 大雨注意報 洪水注意報 大雪警報 ② その他県から連絡のあったとき、又は村長がこの体制を命じたとき。	・宿日直者	① 災害対策本部は、設置されない。 ② 活動内容は、各種情報の収集連絡
警戒体制	① 次の警報のうち、いずれかが発表されたとき。 暴風警報 暴風雪警報 大雨警報 洪水警報 ② その他村長がこの体制を命じたとき。	・防災当番	① 村長が必要と認めるときは、災害対策警戒本部が設置される。 ② 村長が必要と認めるときは、災害対策本部が設置できる。 ③ 活動内容は、各種情報の収集連絡及び地域の巡視

〇県防災計画の修正を踏まえた修正

非常体制	① 大雨・洪水・暴風警報のすべてが発表されるに至ったとき ② 土砂災害警戒情報が発表されたとき ③ _____ ④ 避難指示が発令されたとき ⑤ 特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発表されたとき ⑥ 局地的に特別警報に準ずる気象現象が発生したとき ⑦ 災害が発生し、村内に大規模な被害が予想されるとき。 ⑧ 災害救助法が適用される災害が発生したとき。	・全ての部、班	① 災害対策本部が設置される。
	その他	村長は、災害の種類、状況その他により、上に定める体制により難いと認めるときは、特定の部課に対してのみ体制を指示する。	

(2) 体制等の特例

村長（本部長）は、災害の種類、状況その他により、(1) に定める体制により難いと認めるときは、特定の課(部、班)に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示する。

なお、村本部長の代替職員は、次のとおりとする。

名 称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)	代替職員 (第4順位)	_____
村本部長	副村長	教育長	総務課長	_____	_____
				_____	_____

(3) から (6) まで (略)

2. (略)

3. 証票等

(1) から (3) まで (略)

(4) 標 旗

災害応急対策に使用する自動車には、標旗を付ける。

(※資料編・資料 12 腕章等)

第2項 職員の動員体制

1. 動員の伝達系統

(1)

アからイまで (略)

(2) 村本部が設置されたとき

ア 在庁時

非常体制	① 大雨・洪水・暴風警報のすべてが発表されるに至ったとき ② 土砂災害警戒情報が発表されたとき ③ <u>上記②またはこれに準ずる気象現象に基づき避難勧告が発令されたとき</u> ④ 避難指示が発令されたとき ⑤ 特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発表されたとき ⑥ 局地的に特別警報に準ずる気象現象が発生したとき ⑦ 災害が発生し、村内に大規模な被害が予想されるとき。 ⑧ 災害救助法が適用される災害が発生したとき。	・全ての部、班	① 災害対策本部が設置される。
	その他	村長は、災害の種類、状況その他により、上に定める体制により難いと認めるときは、特定の部課に対してのみ体制を指示する。	

(2) 体制等の特例

村長（本部長）は、災害の種類、状況その他により、(1) に定める体制により難いと認めるときは、特定の課(部、班)に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示する。

なお、村本部長の代替職員は、次のとおりとする。

名 称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)	代替職員 (第4順位)	代替職員 (第5順位)
村本部長	副村長	教育長	総務課長	<u>建設環境課長</u>	<u>産業振興課長</u>
				_____	_____

(3) から (6) まで (略)

2. (略)

3. 証票等

(1) から (3) まで (略)

(4) 標 旗

災害応急対策に使用する自動車には、標旗を付ける。

(※資料編・資料 11 腕章等)

第2項 職員の動員体制

1. 動員の伝達系統

(1)

アからイまで (略)

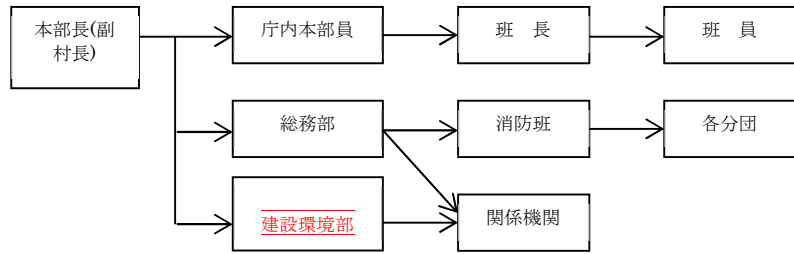
(2) 村本部が設置されたとき

ア 在庁時

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○組織編制の変更に伴う修正

○文言の修正



総務部は、防災行政無線により各地区へ村本部設置の旨を伝達するとともに、県支部、消防署等関係機関へ伝達する。
 また、建設環境部は災害発生に備え村内の建設業者等へ連絡し、応急対策の備えに当たる。

イ (略)
 2. から6. まで (略)

第2節 災害労務対策

第1項から第2項まで (略)

第3項 技術者等の雇上

1. 実施者

技術者等の雇上げは、その職種等によっておおむね次の区分でそれぞれの担当班が行う。

職 種	担 当 班
一 般 医 療 衛 生 関 係	医療部・保健福祉部
家 畜 医 療 衛 生 関 係	産業振興部
土 木 建 築 等 関 係	建設環境部
農 林 地 関 係	産業振興部
上 下 水 道 関 係	建設環境部
そ の 他 特 殊 な 技 術 職	作業主管部
一 般 労 務 者	総 務 部

2. から5. まで (略)

第4項 (略)

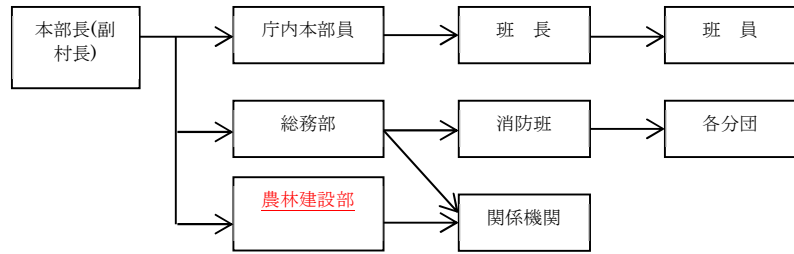
第5項 ボランティア活動支援

大規模地震災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現場が混乱する。

そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供、感染症対策の徹底等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。

1. から3. まで (略)

第3節 自衛隊派遣要請



総務部は、防災行政無線により各地区へ村本部設置の旨を伝達するとともに、県支部、消防署等関係機関へ伝達する。
 また、建設環境部は災害発生に備え村内の建設業者等へ連絡し、応急対策の備えに当たる。

イ (略)
 2. から6. まで (略)

第2節 災害労務対策

第1項から第2項まで (略)

第3項 技術者等の雇上

1. 実施者

技術者等の雇上げは、その職種等によっておおむね次の区分でそれぞれの担当班が行う。

職 種	担 当 班
一 般 医 療 衛 生 関 係	診療所部
家 畜 医 療 衛 生 関 係	産業振興部
土 木 建 築 等 関 係	建設環境部
農 林 地 関 係	産業振興部
上 下 水 道 関 係	建設環境部
そ の 他 特 殊 な 技 術 職	作業主管部
一 般 労 務 者	総 務 部

2. から5. まで (略)

第4項 (略)

第5項 ボランティア活動支援

大規模地震災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現場が混乱する。

そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供、 等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。

1. から3. まで (略)

第3節 自衛隊派遣要請

○組織編制の変更に伴う修正

○組織編制の変更に伴う修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

<p>1. から6. まで (略)</p> <p>7. その他</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 村は、緊急時におけるヘリコプター発着可能なヘリポートを確保し、ヘリコプター発着場周辺における建柱、架線その他工作物の建設に際しては、ヘリコプターの発着の障害とならないようにする。 (※資料編・資料 <u>13</u> 自衛隊ヘリコプター発着場の基準等)</p> <p>第4節 災害応援要請</p> <p>大規模災害発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。<u>応援の派遣及び受け入れにあたっては、感染症対策に留意する。</u></p> <p>1. 広域応援</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p><u>(4) 応急対策職員派遣制度の活用</u></p> <p><u>村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u></p> <p><u>(5) 消防活動に関する相互応援協定に基づく応援要請</u></p> <p>村は、県外の市町村との間に広域応援協定を結んでいる場合は、その協定に基づき、当該市町村に応援を求める。また、岐阜県広域消防相互応援協定書及び市町村相互間の消防応援協定に基づき、当該市町村に応援を求めるものとする。</p> <p>なお、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。</p> <p><u>(6) 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策</u></p> <p><u>村は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるものとする。</u></p> <p>第5節 交通通信対策</p> <p>第1項 交通応急対策</p> <p>1. から2. まで (略)</p> <p>3. 輸送道路の確保</p> <p>(1) 道路に関する被害状況の把握</p> <p>道路管理者は、大規模災害発生後、緊急輸送道路を優先し<u>速やかに</u>道路パトロールを行い、<u>道路及び交通の状況を把握する。</u></p> <p>(2) から (3) まで (略)</p> <p>4. から8. まで (略)</p> <p>第2項から第3項まで (略)</p>	<p>1. から6. まで (略)</p> <p>7. その他</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 村は、緊急時におけるヘリコプター発着可能なヘリポートを確保し、ヘリコプター発着場周辺における建柱、架線その他工作物の建設に際しては、ヘリコプターの発着の障害とならないようにする。 (※資料編・資料 <u>12</u> 自衛隊ヘリコプター発着場の基準等)</p> <p>第4節 災害応援要請</p> <p>大規模災害発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。</p> <p>1. 広域応援</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(4) 消防活動に関する相互応援協定に基づく応援要請</u></p> <p>村は、県外の市町村との間に広域応援協定を結んでいる場合は、その協定に基づき、当該市町村に応援を求める。また、岐阜県広域消防相互応援協定書及び市町村相互間の消防応援協定に基づき、当該市町村に応援を求めるものとする。</p> <p>なお、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第5節 交通通信対策</p> <p>第1項 交通応急対策</p> <p>1. から2. まで (略)</p> <p>3. 輸送道路の確保</p> <p>(1) 道路に関する被害状況の把握</p> <p>道路管理者は、大規模災害発生後、緊急輸送道路を優先<u>的に</u>道路パトロールを行い、<u>道路及び交通の状況を把握する。</u></p> <p>(2) から (3) まで (略)</p> <p>4. から8. まで (略)</p> <p>第2項から第3項まで (略)</p>	<p>○文言の修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
---	--	---

第6節 情報の受理伝達

第1項 警報・注意報・情報等の受理伝達

1. 警報等の種別

防災と関連のある警報等の種別は、次の区分による。

(1) 気象警報等の発表基準

気象及び気象と関連する異常現象等について、岐阜地方気象台が発表する警報、注意報、情報の種別と発表基準は、次表のとおりである。

■主な気象警報等の種類と発表基準

種別	概要	
特別警報	暴風特別警報	暴風が得に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる「重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨特別警報	大雨が異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒心を呼びかける。
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損壊や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強雨風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

第6節 情報の受理伝達

第1項 警報・注意報・情報等の受理伝達

1. 警報等の種別

防災と関連のある警報等の種別は、次の区分による。

(1) 気象警報等の発表基準

気象及び気象と関連する異常現象等について、岐阜地方気象台が発表する警報、注意報、情報の種別と発表基準は、次表のとおりである。

■主な気象警報等の種類と発表基準

種別	概要	
特別警報	暴風特別警報	暴風が得に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる「重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨特別警報	大雨が異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒心を呼びかける。
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損壊や決壊による重大な災害があげられる。
注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強雨風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

注意報	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷(雪)注意報	著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線などへの被害がおこるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、</u> 冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。
気象情報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>
	岐阜県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。
	岐阜県記録的短時間大雨情報	<u>岐阜県内で大雨警報発表中に</u> 数年に一度程度しか発生しないような <u>猛烈な</u> 短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測） <u>又は</u> 解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析） <u>したときに、府県気象情報の一種として</u> 発表される。 <u>この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川が増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」（※愛称「キキクル」）で確認する必要がある。</u> <u>岐阜県の発表基準は、1時間 100 ミリ以上を観測又は解析したときである。</u>
岐阜県竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト <u>等による</u> 激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報 <u>が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、美濃地方、飛騨地方で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</u> <u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が美濃地方、飛騨地方で発表される。</u> <u>この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</u>	

注意報	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷(雪)注意報	著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線などへの被害がおこるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。</u>
気象情報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u>
	岐阜県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。
	岐阜県記録的短時間大雨情報	<u>_____</u> 数年に一度程度しか発生しないような <u>_____</u> 短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測） <u>したり、</u> 解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析： <u>解析雨量</u> ） <u>したり</u> したときに <u>_____</u> 発表される。 <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u>
岐阜県竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト <u>などの</u> 激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報 <u>を補足する情報として</u> 発表される。 <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u>	

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

種類	概要
----	----

種類	概要
----	----

大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新され、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫): 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新され、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新され、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫): 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が、河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

種別		概要
特別警報	暴風特別警報	暴風が得に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる「重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨特別警報	大雨が異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒心を呼びかける。
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新され、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新され、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新され、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が、河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

種別		概要
特別警報	暴風特別警報	暴風が得に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる「重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨特別警報	大雨が異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒心を呼びかける。
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

	大 雪 警 報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大 雪 警 報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	洪 水 警 報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損壊や決壊による重大な災害があげられる。 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>	洪 水 警 報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損壊や決壊による重大な災害があげられる。_____	○県防災計画の修正を踏まえた修正
注意報	風 雪 注 意 報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強雨風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。	風 雪 注 意 報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強雨風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。	○県防災計画の修正を踏まえた修正
	強 風 注 意 報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	強 風 注 意 報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	大 雨 注 意 報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>	大 雨 注 意 報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。_____	
	大 雪 注 意 報	大雪による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大 雪 注 意 報	大雪による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	濃 霧 注 意 報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	濃 霧 注 意 報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	雷 注 意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付けられることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	雷 注 意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付けられることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	
	乾 燥 注 意 報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	乾 燥 注 意 報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	
	な だ れ 注 意 報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	な だ れ 注 意 報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	着 氷 (雪) 注 意 報	著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線などへの被害がおこるおそれのあるときに発表される。	着 氷 (雪) 注 意 報	著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線などへの被害がおこるおそれのあるときに発表される。	
	融 雪 注 意 報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。	融 雪 注 意 報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。	
	霜 注 意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。	霜 注 意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。	
	低 温 注 意 報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。</u>	低 温 注 意 報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>_____冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。</u>	
	洪 水 注 意 報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>	洪 水 注 意 報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。_____	
気象情報	岐阜県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。	岐阜県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。	○県防災計画の修正を踏まえた修正
	岐阜県記録的短時間大雨情報	<u>岐阜県内で大雨警報発表中に</u> 数年に一度程度しか発生しないような <u>猛烈な</u> 短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測) <u>_____</u> 又 <u>_____</u> は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析 <u>_____</u> したときに、 <u>府県気象情報の一種として</u> 発表される。 <u>この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川が増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況</u>	岐阜県記録的短時間大雨情報	<u>_____</u> 数年に一度程度しか発生しないような <u>_____</u> 短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測) <u>したり、_____</u> 解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析 <u>解析雨量) したり</u> したときに <u>_____</u>	

	であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」(※愛称「キキクル」)で確認する必要がある。岐阜県の発表基準は、1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。
岐阜県竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト <u>等による</u> 激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報 <u>が発表されている状況下において</u> 竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、美濃地方、飛騨地方で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が美濃地方、飛騨地方で発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

岐阜県竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト <u>などの</u> 激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として発表される。

○早期注意情報（警報級の可能性）
5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県美濃地方、岐阜県飛騨地方）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県）で発表される。大雨に関して、5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

○早期注意情報（警報級の可能性）
5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県美濃地方、岐阜県飛騨地方）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県）で発表される。

- (2) から (4) まで (略)
2. (略)
3. 気象警報等の伝達
気象警報等（火災警報を除く）を承知し、その伝達あるいは周知徹底の必要があるときは、おおむね次の区分により伝達、徹底を図る。
- (1) (略)
- (2) 伝達の系統
警報等は、次の系統図に示す経路によって迅速的確に伝達する。
村は、避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。
防災気象情報と警戒レベルとの関係は、下表のとおりとする。

- (2) から (4) まで (略)
2. (略)
3. 気象警報等の伝達
気象警報等（火災警報を除く）を承知し、その伝達あるいは周知徹底の必要があるときは、おおむね次の区分により伝達、徹底を図る。
- (1) (略)
- (2) 伝達の系統
警報等は、次の系統図に示す経路によって迅速的確に伝達する。
村は、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。
防災気象情報と警戒レベルとの関係は、下表のとおりとする。

警戒レベル (配色)	行動を促す情報 (避難情報等)	警戒レベル相当情報		
		水位情報がある場合	水位情報がない場合	土砂災害に関する情報
警戒レベル5 (黒)	緊急安全確保	氾濫発生情報	大雨特別警報 (浸水害)	大雨特別警報 (土砂災害) ・土砂災害警戒情報
警戒レベル4 (紫)	避難 指示	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(非常に危険)
警戒レベル3 (赤)	高齢者 等避難	氾濫警戒情報	・洪水警報・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(警戒)
警戒レベル2 (黄)	洪水注意報大雨注意報	氾濫注意報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(注意)
警戒レベル1	早期注意情報(警)			

警戒レベル	避難情報	警戒レベル相当情報		
		水位情報がある場合	水位情報がない場合	土砂災害に関する情報
警戒レベル5	災害発生情報	氾濫発生情報	大雨特別警報 (浸水害)	大雨特別警報 (土砂災害)
警戒レベル4	・避難勧告・避難指示(緊急)	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水警報・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(警戒)
警戒レベル2	洪水注意報大雨注意報	氾濫注意報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
警戒レベル1	早期注意情報(警)			

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

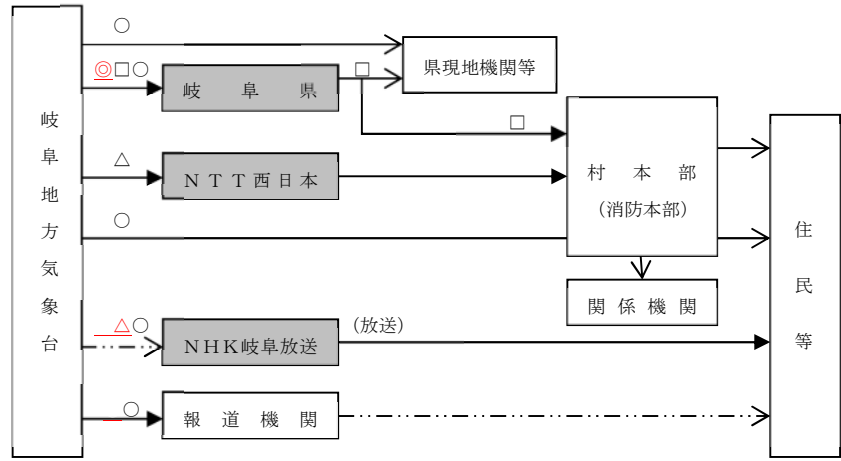
○県防災計画の修正を踏まえた修正

村、放送事業者等は、大雨、暴風、大雪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。

岐阜地方気象台は、特別警報に準ずる気象現象が発生した場合は、これを直ちに県に伝達するものとする。

県は、岐阜地方気象台から特別警報に準ずる気象現象が発生した旨の伝達を受けた場合は、これを直ちに村に伝達する。

■一般の伝達



- (注) 1 岐阜地方気象台からNTT西日本への通知は警報のみ。
 2 岐阜地方気象台からNHK岐阜放送局へはNHK本局経由で伝達する。
 3 岐阜地方気象台から中部地方整備局木曾川上流河川事務所及び北陸地方整備局神通川水系砂防事務所へは国土交通省経由で伝達する。

(3) (略)
 4. から6. まで (略)
 第2項 災害情報等の収集・伝達

1. 情報の収集・連絡手段
 (1) 情報の収集

村は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、県警察、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図る。特に、孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

村び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

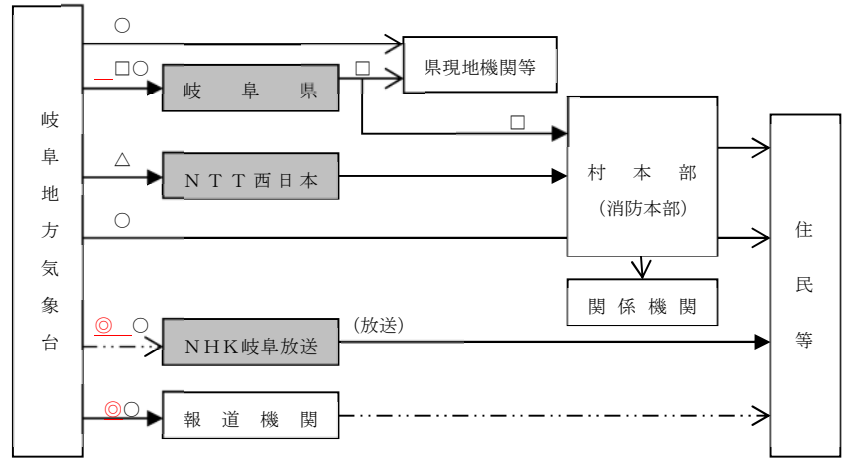
また、村必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求める。

村、放送事業者等は、大雨、暴風、大雪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。

岐阜地方気象台は、特別警報に準ずる気象現象が発生した場合は、これを直ちに県に伝達するものとする。

県は、岐阜地方気象台から特別警報に準ずる気象現象が発生した旨の伝達を受けた場合は、これを直ちに村に伝達する。

■一般の伝達



- (注) 岐阜地方気象台からNTT西日本への通知は警報のみ。

(3) (略)
 4. から6. まで (略)
 第2項 災害情報等の収集・伝達

1. 情報の収集・連絡手段
 (1) 情報の収集

村は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、県警察、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図る。特に、孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星電話などにより、当該地域の住民と村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

村び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

また、村必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求める。

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

(2) から (3) まで (略)

2. 被害状況等の調査、報告事項

(1) から (2) まで (略)

(3) 被害状況等の調査及び報告

被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定できないが、おおむね次表の区分によって調査、報告をするものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、村は、住民登録_____の有無にかかわらず、村の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録_____を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など_____住民登録の対象外の者は外務省)又は都道府県に連絡するものとする。

3. 被害状況の調査実施

■調査事項と担当調査班等

調査事項	調査班	協力・応援機関
住家等一般被害	税務班、住民班	県支部総務班
社会福祉施設等被害	保健福祉班、_____保育園班	県支部総務班
医療、衛生、上水道施設被害	保健福祉班、_____環境班	県支部保健班、県支部水道事務班
商工業関係被害	_____商工振興班	商工会、商工会議所、県支部総務班
観光施設被害	_____商工振興班	県支部総務班
農業関係被害	農務班	県支部総務班、県支部農業改良普及班、県支部家畜保健衛生班、県支部土地改良事業班、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合
林業関係被害	林務_____班	県支部総務班、県支部山林事業班、森林組合
土木施設被害	建設班、環境班	県支部土木班
都市施設被害	建設班	県支部土木班
教育・文化関係被害	教育班	県支部教育班
村有財産被害	_____総務班	
火災の情報	消防班	可茂消防事務組合
水防の情報	_____総務班	
総合被害状況	_____総務班	

注) 土木施設については、県管理分も村において一括調査するが、県支部土木班は共同して調査を行う。

4. から7. まで (略)

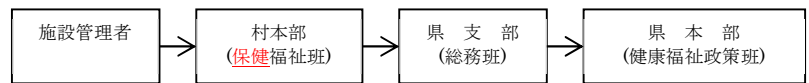
8. 部門別被害状況等の調査報告

(1) から (2) まで (略)

(3) 社会福祉施設等の被害

社会福祉施設等の被害に伴う収容者の保護と、施設応急復旧対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査し、報告する。

ア 調査、報告の系統



(2) から (3) まで (略)

2. 被害状況等の調査、報告事項

(1) から (2) まで (略)

(3) 被害状況等の調査及び報告

被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定できないが、おおむね次表の区分によって調査、報告をするものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、村は、住民登録や外国人登録_____の有無にかかわらず、村の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録_____を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など外国人_____登録の対象外の者は外務省)又は都道府県に連絡するものとする。

3. 被害状況の調査実施

■調査事項と担当調査班等

調査事項	調査班	協力・応援機関
住家等一般被害	税務班、住民班	県支部総務班
社会福祉施設等被害	保健福祉班、_____みつば保育園班	県支部総務班
医療、衛生、上水道施設被害	保健福祉班、_____水道_____班	県支部保健班、県支部水道事務班
商工業関係被害	_____林務商工_____班	商工会、商工会議所、県支部総務班
観光施設被害	_____林務商工_____班	県支部総務班
農業関係被害	農務班	県支部総務班、県支部農業改良普及班、県支部家畜保健衛生班、県支部土地改良事業班、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合
林業関係被害	林務_____商工_____班	県支部総務班、県支部山林事業班、森林組合
土木施設被害	建設班、環境班	県支部土木班
都市施設被害	建設班	県支部土木班
教育・文化関係被害	教育班	県支部教育班
村有財産被害	_____行政_____班	
火災の情報	消防班	可茂消防事務組合
水防の情報	_____行政_____班	
総合被害状況	_____行政_____班	

注) 土木施設については、県管理分も村において一括調査するが、県支部土木班は共同して調査を行う。

4. から7. まで (略)

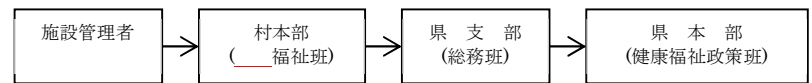
8. 部門別被害状況等の調査報告

(1) から (2) まで (略)

(3) 社会福祉施設等の被害

社会福祉施設等の被害に伴う収容者の保護と、施設応急復旧対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査し、報告する。

ア 調査、報告の系統



○県防災計画の修正を踏まえた修正

○組織編制の変更に伴う修正

○組織編制の変更に伴う修正

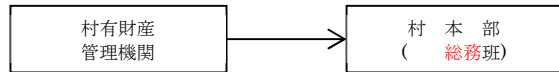
(注) 緊急を要する場合、施設管理者及び村本部は直接県本部に報告し、同時に村本部及び県支部にも報告する。
イからオまで (略)

(4) から (11) まで (略)

(12) 村有財産の被害

村有財産の被害状況を把握するとともに、その応急対策を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

ア 調査、報告の系統



イからエまで (略)

(13) から (14) まで (略)

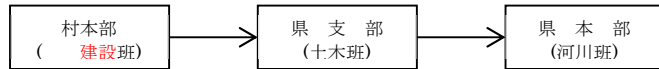
(15) 水防の情報

洪水にあたって堤防等の危険な状態を把握するとともに、水防活動その他応急対策実施上の基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

ア 雨量の通報

相当の降雨量があったと認められるときは、雨量の通報を行う。

① 通報の系統



② 雨量情報の記録

村本部建設班は、注意報又は警報が発表されているときは、次の事項を記録する。

- a 降り始めの時刻
- b 毎時間ごとの時間雨量及び積算雨量
- c 雨が止んだときの時刻及び積算雨量

イからエまで (略)

(16) (略)

第3項 災害広報

1. (略)

2. 村内各機関への報告

村本部は、災害発生時において村内の各機関へ被害状況その他災害に関する各種情報を連絡し、それぞれの機関での災害応急対策のための情報を提供するが、各班が担当する連絡機関は、資料編・資料14のとおりである。

(※資料編・資料14 村内の機関と連絡担当班)

3. 住民に対する広報

(1) (略)

(2) 広報事項

村は、災害の発生状況、避難に関する情報(避難所、避難情報)、災害応急対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他住民の生活に関する事など、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする。

アからウまで (略)

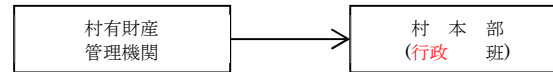
(注) 緊急を要する場合、施設管理者及び村本部は直接県本部に報告し、同時に村本部及び県支部にも報告する。
イからオまで (略)

(4) から (11) まで (略)

(12) 村有財産の被害

村有財産の被害状況を把握するとともに、その応急対策を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

ア 調査、報告の系統



イからエまで (略)

(13) から (14) まで (略)

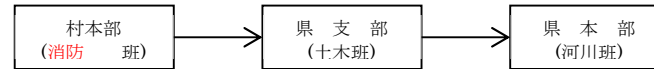
(15) 水防の情報

洪水にあたって堤防等の危険な状態を把握するとともに、水防活動その他応急対策実施上の基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

ア 雨量の通報

相当の降雨量があったと認められるときは、雨量の通報を行う。

① 通報の系統



② 雨量情報の記録

村本部建設班は、注意報又は警報が発表されているときは、次の事項を記録する。

- a 降り始めの時刻
- b 毎時間ごとの時間雨量及び積算雨量
- c 雨が止んだときの時刻及び積算雨量

イからエまで (略)

(16) (略)

第3項 災害広報

1. (略)

2. 村内各機関への報告

村本部は、災害発生時において村内の各機関へ被害状況その他災害に関する各種情報を連絡し、それぞれの機関での災害応急対策のための情報を提供するが、各班が担当する連絡機関は、資料編・資料13のとおりである。

(※資料編・資料13 村内の機関と連絡担当班)

3. 住民に対する広報

(1) (略)

(2) 広報事項

村は、災害の発生状況、避難に関する情報(避難所、避難勧告・指示等)、災害応急対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他住民の生活に関する事など、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする。

アからウまで (略)

○組織編制変更に伴う修正

○組織編制の変更に伴う修正

○文言の修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

4. から6. まで (略)

第7節 消防・救急・救助活動

第1項 消防活動

1. から3. まで (略)

4. 消防職団員の火災出動

(1) 消防職員

ア 第1出動・・東消防署及び分遣所 職員による出動

イからウ (略)

(2) (略)

5. から11. まで (略)

第2項から第5項まで (略)

第8節 被災者対策

第1項 災害救助法の適用

1. から3. まで (略)

4. 救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類、実施期間及び実施者は、次のとおりである。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置及び収容	7日以内	村本部 (総務班他)
炊出及び食品の供給	7日以内	村本部 (住民班)
飲料水の供給	7日以内	村本部 (環境班)
被服、寝具及び生活必需品の供給	10日以内	確保、輸送=県本部 調査、報告、割当、配分=村本部 (保健福祉班)
医療	14日以内	医療班派遣=県本部、日赤支部、村本部 (保健福祉班)
助産	分べんした日から 7日以内	その他=村本部 (保健福祉班)
学用品の支給	教科書: 1ヶ月以内、文房具 及び通学用品: 15日以内	確保、輸送=県本部 調査、報告、割当、配分=村本部 (教育班)
被災者の救出	3日以内	村本部 (消防班)
埋葬	10日以内	村本部 (住民班)
仮設住宅の建設	着工20日以内	村本部 (環境班)
住宅の応急修理	1ヶ月以内	村本部 (環境班)
行方不明者の捜索	10日以内	村本部 (消防班)
遺体の処置	10日以内	村本部 (住民班)
障害物の除去	10日以内	村本部 (建設班)

(注) 1から3まで (略)

4 実施期間は災害発生の日からの期限 (仮設住宅の建設については着工期限) を示す。従ってこの期間内に救助を終了 (着工) するようしなければならない。(※資料編・資料 15 岐阜県災害救助法施行細則)

5. (略)

6. 救助実施状況の報告

村本部は、災害救助法に基づく救助を実施しようとし、又は実施したとき

4. から6. まで (略)

第7節 消防・救急・救助活動

第1項 消防活動

1. から3. まで (略)

4. 消防職団員の火災出動

(1) 消防職員

ア 第1出動・・ 分遣所 出勤職員による出動

イからウ (略)

(2) (略)

5. から11. まで (略)

第2項から第5項まで (略)

第8節 被災者対策

第1項 災害救助法の適用

1. から3. まで (略)

4. 救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類、実施期間及び実施者は、次のとおりである。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置及び収容	7日以内	村本部 (行政 班他)
炊出及び食品の供給	7日以内	村本部 (住民班)
飲料水の供給	7日以内	村本部 (環境班)
被服、寝具及び生活必需品の供給	10日以内	確保、輸送=県本部 調査、報告、割当、配分=村本部 (福祉班)
医療	14日以内	医療班派遣=県本部、日赤支部、村本部 (福祉班)
助産	分べんした日から 7日以内	その他=村本部 (福祉班)
学用品の支給	教科書: 1ヶ月以内、文房具 及び通学用品: 15日以内	確保、輸送=県本部 調査、報告、割当、配分=村本部 (教育班)
被災者の救出	3日以内	村本部 (消防班)
埋葬	10日以内	村本部 (住民班)
仮設住宅の建設	着工20日以内	村本部 (環境班)
住宅の応急修理	1ヶ月以内	村本部 (環境班)
行方不明者の捜索	10日以内	村本部 (消防班)
遺体の処置	10日以内	村本部 (住民班)
障害物の除去	10日以内	村本部 (建設班)

(注) 1から3まで (略)

4 実施期間は災害発生の日からの期限 (仮設住宅の建設については着工期限) を示す。従ってこの期間内に救助を終了 (着工) するようしなければならない。(※資料編・資料 14 岐阜県災害救助法施行細則)

5. (略)

6. 救助実施状況の報告

村本部は、災害救助法に基づく救助を実施しようとし、又は実施したとき

○文言の修正

○組織編制の変更に
伴う修正

○文言の修正

は「救助日報」（様式編・様式 23 号）により、毎日その状況を県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告する。

なお、救助別の報告を要する事項及び内訳は、資料編・資料 16 による。
（※資料編・資料 16 救助別報告事項）

7. (略)
第 2 項 避難対策

村長は、災害が発生するおそれがある場合において特に必要と認める地域の居住者等に対し、災害による被害を未然に防止するため、避難のための準備情報を発表し、あるいは立退き若しくは、屋内での待機等の安全確保措置をとるよう 避難指示を発令する。住民は、避難情報を受けて自らの判断で避難行動をとることができるよう居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて日頃から周知徹底することが重要であり、村は、そのために必要な知識と情報を提供する。特に、局地的な集中豪雨のように、極めて短い時間の大雨のような自然現象に対しては、避難情報の発令が困難である場合が多く、基本的には各人の判断で 危険な場所から避難することが重要である。

また、災害時において避難救助が必要な場合は、指定避難所を開放し収容保護する。

1. 実施責任者

避難のための立退き若しくは、屋内での待機等の安全確保措置の避難行動を喚起する 避難情報 及び 指定避難所の開設並びに指定避難所への収容保護 は次の者が行う。

表 (略)

避難情報（立退き準備の勧告を含む。以下同じ。）から避難所への誘導までは、それぞれ避難の勧告、指示者（以下「避難指示者」という。）が行い、誘導に際して被災者等の移送で救出作業の必要により実施する作業及び避難所の開設、収容保護は、災害救助法を適用する災害にあつては、同法に基づき村が実施し、災害救助法の適用を受けない災害にあつては、村独自の応急対策として村長が実施するが、本計画の実施者は、緊密な連絡を保って応急対策に当たる。

2. 避難情報発令の判断基準の基本的考え方

村は、対象とする災害の種別ごとに 避難情報 を発令し、対象地域において、立退き避難が必要な住民等と屋内安全確保が必要な住民等の両者にそれぞれの避難行動をとってもらうことを示す。避難情報 は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する。ただし、避難情報 は、一定の範囲で発令せざるを得ない面があることから、対象地域内の個々の住民が避難行動が必要なかどうか、あらかじめわかるようにしておく必要がある。避難情報 の対象とする避難行動には屋内安全確保も含めることとしたが、避難情報 の発令基準の設定は、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立ち退き避難が必要な場合を想定して設定する。

避難情報 により立退き避難が必要な住民に求める行動

	立退き避難が必要な住民等に求める行動
<u>高齢者等避難</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・ 立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・ <u>危険な場所から高齢者等は</u>避難する。

は「救助日報」（様式編・様式 23 号）により、毎日その状況を県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告する。

なお、救助別の報告を要する事項及び内訳は、資料編・資料 15 による。
（※資料編・資料 15 救助別報告事項）

7. (略)
第 2 項 避難対策

村長は、災害が発生するおそれがある場合において特に必要と認める地域の居住者等に対し、災害による被害を未然に防止するため、避難のための準備情報を発表し、あるいは立退き若しくは、屋内での待機等の安全確保措置をとるよう 避難勧告若しくは 避難指示 を発令する。住民は、避難勧告等 を受けて自らの判断で避難行動をとることができるよう居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて日頃から周知徹底することが重要であり、村は、そのために必要な知識と情報を提供する。特に、局地的な集中豪雨のように、極めて短い時間の大雨のような自然現象に対しては、避難勧告等 の発令が困難である場合が多く、基本的には各人の判断で 安全な場所 に避難することが重要である。

また、災害時において避難救助が必要な場合は、指定避難所を開放し収容保護する。

1. 実施責任者

避難のための立退き若しくは、屋内での待機等の安全確保措置の避難行動を喚起する 避難勧告等 及び 指定避難所の開設並びに指定避難所への収容保護 は次の者が行う。

表 (略)

避難勧告等（立退き準備の勧告を含む。以下同じ。）から避難所への誘導までは、それぞれ避難の勧告、指示者（以下「避難指示者」という。）が行い、誘導に際して被災者等の移送で救出作業の必要により実施する作業及び避難所の開設、収容保護は、災害救助法を適用する災害にあつては、同法に基づき村が実施し、災害救助法の適用を受けない災害にあつては、村独自の応急対策として村長が実施するが、本計画の実施者は、緊密な連絡を保って応急対策に当たる。

2. 避難勧告等 発令の判断基準の基本的考え方

村は、対象とする災害の種別ごとに 避難勧告等 を発令し、対象地域において、立退き避難が必要な住民等と屋内安全確保が必要な住民等の両者にそれぞれの避難行動をとってもらうことを示す。避難勧告等 は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する。ただし、避難勧告等 は、一定の範囲で発令せざるを得ない面があることから、対象地域内の個々の住民が避難行動が必要なかどうか、あらかじめわかるようにしておく必要がある。避難勧告等 の対象とする避難行動には屋内安全確保も含めることとしたが、避難勧告等 の発令基準の設定は、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立ち退き避難が必要な場合を想定して設定する。

避難勧告等 により立退き避難が必要な住民に求める行動

	立退き避難が必要な住民等に求める行動
<u>避難準備情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・ 立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・ <u>要配慮者は、立ち退き</u> 避難する。

○文言の修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

避難指示	<p>・危険な場所から全員避難する。</p> <p>・土砂災害から、立ち退き避難をしそびれた者が屋内安全確保をする。</p>
------	--

避難勧告	<p>・立ち退き避難する。</p>
避難指示	<p>・避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者が立ち退き避難する。</p> <p>・土砂災害から、立ち退き避難をしそびれた者が屋内安全確保をする。</p>

3. 高齢者等避難

4. 避難指示

災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、村長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき住民等に対して避難のための立ち退きの指示を行う。

(1) 村長の指示（災害種別に限定なし。）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、村長は、必要と認める地域の居住者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。（災害対策基本法第60条第1項）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。（災対法第60条第3項）

村は、住民に対する避難のための避難情報を発令するにあたり、国や气象台、県が発表する洪水予報等の情報や河川の水位、画像情報、また、県から提供される水害危険情報図等を基に、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の発令に努める。

村は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

(2) から (5) まで (略)

5. 避難情報の解除

避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

6. 避難措置等の周知徹底

避難指示者及び関係各機関は、避難情報を発表し、また避難のための立ち退き若しくは、屋内での安全確保措置を指示したとき、あるいはその指示等を承知したときは、その地域の居住者等及び関係する各機関に通知もしくは連絡し、その周知徹底を図る。

また、村は、

安全な場所に移動する「立ち退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に

3. 避難準備情報

4. 避難勧告、指示

災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、村長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき住民等に対して避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。

(1) 村長の指示（災害種別に限定なし。）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、村長は、必要と認める地域の居住者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。（災害対策基本法第60条第1項）

村は、住民に対する避難のための避難勧告等を発令するにあたり、国や气象台、県が発表する洪水予報等の情報や河川の水位、画像情報、また、県から提供される水害危険情報図等を基に、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

村は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

(2) から (5) まで (略)

5. 避難勧告等の解除

避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

6. 避難措置等の周知徹底

避難指示者及び関係各機関は、避難準備情報を発表し、また避難のための立ち退き若しくは、屋内での安全確保措置を勧告し、又は指示したとき、あるいはその指示等を承知したときは、その地域の居住者等及び関係する各機関に通知もしくは連絡し、その周知徹底を図る。

また、村は、避難時の周囲の状況等により屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

<p>存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることを踏まえ、住民等に周知するものとする。</p> <p>(1) から (2) まで (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 避難場所及び・避難所の開設・運営</p> <p>(1) 避難場所・避難所の開設場所 村は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時に、必要に応じ、<u>高齢者等避難</u>の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を解放し、住民等に対し周知徹底を図る。避難所を解放する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</p> <p>また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合は、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定避難所として解放する。さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な指定避難所の確保に努める。</p> <p>村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</p> <p>村は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(2) から (8) まで (略)</p> <p>(9) 指定避難所の運営管理等 アからウまで (略) エ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、<u>獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</u></p> <p>オからキまで (略) ク <u>自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外に避難した</u>被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>(10) から (12) まで (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. 避難の誘導 避難措置の実施者は、避難<u>情報</u>を発令するとともに、住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導にあたっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に</p>	<p>(1) から (2) まで (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 避難場所及び・避難所の開設・運営</p> <p>(1) 避難場所・避難所の開設場所 村は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時に、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始等</u>の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を解放し、住民等に対し周知徹底を図る。避難所を解放する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</p> <p>また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合は、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定避難所として解放する。さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な指定避難所の確保に努める。</p> <p>村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</p> <p>村は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(2) から (8) まで (略)</p> <p>(9) 指定避難所の運営管理等 アからウまで (略) エ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める</p> <p>オからキまで (略) ク <u>やむを得ず指定避難所に滞在することができない</u>被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>(10) から (12) まで (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. 避難の誘導 避難措置の実施者は、避難<u>勧告等</u>を発令するとともに、住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導にあたっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
---	---	---

予測が可能な場合においては、大雨の発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対する警戒レベルを明確にしてとるべき避難行動がわかるように伝達することにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

○警戒レベルと避難行動の関係

警戒レベル	住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	命の危険がある。直ちに安全を確保する。	緊急安全確保(必ず発令される情報ではない)
警戒レベル4	危険な場所から全員避難する。	避難指示
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	自ら避難行動を確認する。	洪水注意報大雨注意報
警戒レベル1	災害への心境を高める。	早期注意報

村は、村本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難情報の発令を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等で行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

11. 自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、自ら又は村の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施する。

- ア 避難情報の地域内居住者等への伝達の徹底
- イ 避難時の携行品(食料、飲料水、貴重品等)の周知
- ウ 高齢者、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送
- エ 防火、防犯措置の徹底
- オ 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への収容
- カ 地域内居住者の避難の把握

12. から17まで (略)

18. 帰宅困難者対策

(1) 住民、事業所等の啓発

村は、帰宅困難者が発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者等への支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促したりするなど、帰宅困難者対策を行う。

予測が可能な場合においては、大雨の発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対する警戒レベルを明確にしてとるべき避難行動がわかるように伝達することにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

○警戒レベルと避難行動の関係

警戒レベル	住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報
警戒レベル4	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	避難勧告 避難指示(緊急)
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル2	避難に備え自ら避難行動を確認する。	洪水注意報大雨注意報
警戒レベル1	災害への心境を高める。	早期注意報

村は、村本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等で行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

11. 自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、自ら又は村の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施する。

- ア 避難指示等の地域内居住者等への伝達の徹底
- イ 避難時の携行品(食料、飲料水、貴重品等)の周知
- ウ 高齢者、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送
- エ 防火、防犯措置の徹底
- オ 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への収容
- カ 地域内居住者の避難の把握

12. から17まで (略)

18. 帰宅困難者対策

(1) 住民、事業所等の啓発

村は、帰宅困難者が発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者等への支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○県防災計画の変更を踏まえた修正

(2) 避難所対策、救援対策

村は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。

■避難に係る広報文（例）〔水害（土砂災害）時〕

① 高齢者等避難

（略）

② （削除）

避難指示

（略）

【参考】■避難指示等が出された場合の心得

①から⑦まで（略）

【参考】■土砂災害の前兆現象（略）

第3項から第5項まで（略）

第6項 要配慮者、避難行動要支援者対策

1. 避難行動要支援者対策

Blank lines for notes or additional information.

村は、発災時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向け

(2) 避難所対策、救援対策

村は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。

■避難に係る広報文（例）〔水害（土砂災害）時〕

① 避難準備情報

（略）

② 避難勧告

総務課からお知らせします。

○時○分に○○地区に対して避難勧告を発表しました。

できる限り近所の方にも声をかけて直ちに○○へ避難してください。

〔昨日からの大雨により、○時間後には○○川の水位が危険水位に達する恐れがあります。〕

〔昨日からの大雨により、○○谷で土石流の前ぶれと思われる現象が確認されました。〕

③ 避難指示

（略）

【参考】■避難勧告・指示等が出された場合の心得

①から⑦まで（略）

【参考】■土砂災害の前兆現象（略）

第3項から第5項まで（略）

第6項 要配慮者、避難行動要支援者対策

1. 避難行動要支援者対策

村は、村計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

村は、村計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するものとする。

村は、避難支援等に携わる関係者として村計画に定めた消防機関、加茂警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

Blank lines for notes or additional information.

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

<p><u>た情報の提供についても、十分配慮するものとする。</u></p> <p>2. から3. まで (略)</p> <p>第7項 応急住宅対策</p> <p>1. から2. まで (略)</p> <p>3. 応急仮設住宅の供与及び入居</p> <p>(1) 実施者</p> <p>応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去等は、村本部環境班が直接又は建設業者に請け負わせて実施する。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、村本部（村長）が行う。</p> <p>なお、災害救助法による仮設住宅建設の用地は、資料編・資料 <u>17</u> のとおりである。</p> <p>(※資料編・資料 <u>17</u> 応急仮設住宅建設可能用地)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 応急仮設住宅（みなし仮<u>設</u>を含む）の運営管理</p> <p>(4) (略)</p> <p>4. 住宅の応急修繕</p> <p>災害のため住家が半壊、半焼 <u>若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受ける</u>など、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対象者及び入居予定者の選定</p> <p>村本部福祉班は、次の各条件に適合する対象者から修理予定世帯を選定し、「住宅応急修理該当世帯調」（様式編・様式 29-1 号）により、災害発生後5日以内に県支部総務班を経由して県本部 <u>防災班</u>に報告する。</p> <p>アからイまで (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>5. から7. まで (略)</p> <p>第8項 医療・救護活動</p> <p>1. から4. まで (略)</p> <p>5. 実施の方法</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4)</p> <p>アからイまで (略)</p> <p>ウ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請</p> <p>村は、必要に応じて医療関係機関等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。</p> <p><u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、村に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</u></p> <p>6. 後方医療活動の要請</p> <p>(1) 広域後方医療活動の要請</p> <p>村は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。</p>	<p>2. から3. まで (略)</p> <p>第7項 応急住宅対策</p> <p>1. から2. まで (略)</p> <p>3. 応急仮設住宅の供与及び入居</p> <p>(1) 実施者</p> <p>応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去等は、村本部環境班が直接又は建設業者に請け負わせて実施する。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、村本部（村長）が行う。</p> <p>なお、災害救助法による仮設住宅建設の用地は、資料編・資料 <u>16</u> のとおりである。</p> <p>(※資料編・資料 <u>16</u> 応急仮設住宅建設可能用地)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 応急仮設住宅（みなし仮<u>説</u>を含む）の運営管理</p> <p>(4) (略)</p> <p>4. 住宅の応急修繕</p> <p>災害のため住家が半壊 <u>又は半焼する</u>など、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対象者及び入居予定者の選定</p> <p>村本部福祉班は、次の各条件に適合する対象者から修理予定世帯を選定し、「住宅応急修理該当世帯調」（様式編・様式 29-1 号）により、災害発生後5日以内に県支部総務班を経由して県本部 <u>健康福祉政策班</u>に報告する。</p> <p>アからイまで (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>5. から7. まで (略)</p> <p>第8項 医療・救護活動</p> <p>1. から4. まで (略)</p> <p>5. 実施の方法</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4)</p> <p>アからイまで (略)</p> <p>ウ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請</p> <p>村は、必要に応じて医療関係機関等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。</p> <p>6. 後方医療活動の要請</p> <p>(1) 広域後方医療活動の要請</p> <p>村は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。</p>	<p>○文言の修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
--	---	---

<p><u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン</u>は、<u>村</u>に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>(2) 広域搬送拠点の確保、運用 村は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、被災市町村内の医療機関から広域搬送拠点までの重症者等の輸送を実施する。 なお、村は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、広域搬送拠点から、非被災地方公共団体内の医療機関までの重症者等の輸送を実施するものとする。</p> <p><u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン</u>は、<u>村</u>に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>7. から9. まで (略) 第9項から第11項まで (略) 第12項 遺体の捜索・取り扱い・埋葬</p> <p>1. 行方不明者の捜索</p> <p>(1) 捜索の方法 ア <u>住民班</u>は行方不明者の捜索の必要があるときは、消防班、県支部警察班(警察官)と協議してその対策をたて、その実施を消防班又は協力組織に要請する。 イ (略)</p> <p>(2) 応援の要請 ア <u>住民班</u>は災害条件あるいは行方不明者が他市町村へ流失したこと等により村本部においてその実施ができないときは、県支部総務班に応援を要請し、急を要する場合等で隣接市町村災害対策本部又は下流の市町村に応援を求めることが適当なときは、直接市町村災害対策本部に捜索応援を要請する。 イ (略)</p> <p>2. から4. まで (略) 第13項 保健活動・精神保健</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 健康課題に応じた専門的な支援の実施 保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要<u>配慮</u>者支援などの専門的な支援を実施する。</p> <p>第14項 清掃活動</p> <p>1. から2. まで (略)</p> <p>3. 清掃方法</p> <p>(1) から(3)まで (略)</p> <p>(4) 災害廃棄物の処理 発生した災害廃棄物の種類、性状等<u>(土砂、ヘドロ、汚染物等)</u>を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて災害廃棄物処理実施計画を策定し、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うことと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理</p>	<p>(2) 広域搬送拠点の確保、運用 村は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、被災市町村内の医療機関から広域搬送拠点までの重症者等の輸送を実施する。 なお、村は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、広域搬送拠点から、非被災地方公共団体内の医療機関までの重症者等の輸送を実施するものとする。</p> <p>7. から9. まで (略) 第9項から第11項まで (略) 第12項 遺体の捜索・取り扱い・埋葬</p> <p>1. 行方不明者の捜索</p> <p>(1) 捜索の方法 ア <u>福祉班</u>は行方不明者の捜索の必要があるときは、消防班、県支部警察班(警察官)と協議してその対策をたて、その実施を消防班又は協力組織に要請する。 イ (略)</p> <p>(2) 応援の要請 ア <u>福祉班</u>は災害条件あるいは行方不明者が他市町村へ流失したこと等により村本部においてその実施ができないときは、県支部総務班に応援を要請し、急を要する場合等で隣接市町村災害対策本部又は下流の市町村に応援を求めることが適当なときは、直接市町村災害対策本部に捜索応援を要請する。 イ (略)</p> <p>2. から4. まで (略) 第13項 保健活動・精神保健</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 健康課題に応じた専門的な支援の実施 保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要<u>援護</u>者支援などの専門的な支援を実施する。</p> <p>第14項 清掃活動</p> <p>1. から2. まで (略)</p> <p>3. 清掃方法</p> <p>(1) から(3)まで (略)</p> <p>(4) 災害廃棄物の処理 発生した災害廃棄物の種類、性状等_____を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて災害廃棄物処理実施計画を策定し、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うことと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○組織編制変更に伴う修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
---	--	---

<p>を図る。<u>加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</u></p> <p>また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。</p> <p>損壊家屋の解体を実施する場合は、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。</p> <p>なお、災害廃棄物の処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。</p> <p>4. から5. まで (略)</p> <p>第15項から第18項まで (略)</p> <p>第9節 産業応急対策</p> <p>第1項 商工業の応急対策</p> <p>1. 災害融資計画</p> <p>被災商工業者のうち事業資金を希望する者のため、村本部<u>商工振興班</u>は相談窓口を開設し、事業資金の融資について総合的なあっせんを行う。</p> <p>2. 復旧資材等の調達</p> <p>村本部<u>商工振興班</u>は、救助及び復旧用の物資、資材の確保又はあっせんの要請があったときは、関係機関、団体等に協力を依頼し、救助及び復旧用の物資、資材の確保又はあっせんに努める。</p> <p>第2項から第3項まで (略)</p> <p>第4項 畜産の応急対策</p> <p>1. から4. まで (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第5項から第6項まで (略)</p> <p>第10節 公共施設の応急対策</p> <p>第1項 公共施設の応急対応</p>	<p>を図る。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。</p> <p>損壊家屋の解体を実施する場合は、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。</p> <p>なお、災害廃棄物の処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。</p> <p>4. から5. まで (略)</p> <p>第15項から第18項まで (略)</p> <p>第9節 産業応急対策</p> <p>第1項 商工業の応急対策</p> <p>1. 災害融資計画</p> <p>被災商工業者のうち事業資金を希望する者のため、村本部<u>林務商工班</u>は相談窓口を開設し、事業資金の融資について総合的なあっせんを行う。</p> <p>2. 復旧資材等の調達</p> <p>村本部<u>林務商工班</u>は、救助及び復旧用の物資、資材の確保又はあっせんの要請があったときは、関係機関、団体等に協力を依頼し、救助及び復旧用の物資、資材の確保又はあっせんに努める。</p> <p>第2項から第3項まで (略)</p> <p>第4項 畜産の応急対策</p> <p>1. から4. まで (略)</p> <p><u>5. 青刈飼料等の対策</u></p> <p><u>飼料作物、牧草等が風水害により被害を受けたときは、次の応急措置を実施する。</u></p> <p><u>(1) 全壊又は回復の見込が少ない場合は、速やかに再播措置について指導する。</u></p> <p><u>(2) 一部分の被害で回復の見込みのあるのは、速効性の肥料を施用し、成育の促進をするよう指導する。</u></p> <p>なお、災害発生時において飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができないときは、村本部は県支部農林班を経由して県本部農政部に確保についてあっせんに要請する。</p> <p><u>6. 牛乳の集乳対策</u></p> <p><u>酪農家が生産した牛乳が、災害に伴う交通途絶等により集乳搬送ができないときは、村本部は、県支部農林班に集乳搬送についての協力を要請する。</u></p> <p>第5項から第6項まで (略)</p> <p>第10節 公共施設の応急対策</p> <p>第1項 公共施設の応急対応</p>	<p>○組織編制変更に伴う修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
--	--	---

<p><u>を行う。</u></p> <p>第15節 大規模停電対策 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 災害復旧</p> <p>第1節 復旧・復興体制の整備 (略)</p> <p>第2節 公共施設災害復旧事業 (略)</p> <p>第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除 (略)</p> <p>第4節 被災者の生活確保</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 被災者への生活再建等の支援</p> <p>(1) から (2) まで (略)</p> <p>(3) 東白川村被災者生活・住宅再建支援事業費補助金 村は、一定規模以上の自然災害発生時に市町村単位で適用される国の被災者生活再建支援制度を補完するとともに、局地的災害による被災者を支援するため、東白川村被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱に基づき、自然災害により被災者に補助金の支給の必要が生じた場合に補助金を交付する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>3. から 4. まで (略)</p> <p>第5節 被災商工業者の振興 (略)</p> <p>第6節 被災農林漁業者への支援</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 被災農林漁業者の支援対策 災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、<u>日本政策金融公庫</u> <u>資金等の円滑な融通、既借入金の償還猶予等の措置を行うとともに、農林漁業者へ資金の周知、資金相談対応を行うものとする。</u></p> <p>なお、被災農林漁業者等への支援融資に有効な対策は以下に示すとおり。</p> <p>(1) 天災融資法による資金</p>	<p><u>を行う。</u></p> <p>第15節 大規模停電対策 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 災害復旧</p> <p>第1節 復旧・復興体制の整備 (略)</p> <p>第2節 公共施設災害復旧事業 (略)</p> <p>第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除 (略)</p> <p>第4節 被災者の生活確保</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 被災者への生活再建等の支援</p> <p>(1) から (2) まで (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>3. から 4. まで (略)</p> <p>第5節 被災商工業者の振興 (略)</p> <p>第6節 被災農林漁業者への支援</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 被災農林漁業者の支援対策 災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、<u>株式会社日本政策金融公社</u> から貸付けの円滑な融通、必要枠の確保、早期貸付け等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>なお、被災農林漁業者等への支援融資に有効な対策は以下に示すとおり。</p> <p>(1) 天災融資法による資金</p>	<p>○村補助要綱策定に伴う修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
--	---	--

<ul style="list-style-type: none"> (2) 農業災害緊急支援資金 (3) 農業災害緊急支援特別資金 (4) 農林漁業セーフティネット資金 (5) 農業経営基盤強化資金ほか (6) 農業基盤整備資金 (7) 農林漁業施策資金 (8) 林業基盤整備資金 	<ul style="list-style-type: none"> (2) 農業災害緊急支援資金 (3) 農業災害緊急支援__資金 (4) 農林漁業セーフティネット資金 (5) 農業経営基盤強化資金__ (6) 農業基盤整備資金 (7) 農林漁業施策資金 (8) 林業基盤整備資金 	
--	--	--

東白川村地域防災計画新旧対照表

・地震対策編

(5) (略)
 (6) (略)

(削除)

2. 内陸直下型地震被害想定
 (削除)

「平成 29 年度 内陸直下地震の震度分布解析調査」において、断層によってはその破壊伝播の方向による各地域（各市町）の震度分布が全く異なることが示された。

村に近い「阿寺断層系地震」では、断層北端に震源を設定し、断層破壊が断層北側から南へ進行するケースで、下呂市や中津川市で震度 6 強以上の揺れが予測される。前回調査では、断層破壊が断層南東部から北側へ進行するケースで、飛騨圏域で最大震度 7 が予想され、東濃、中濃圏域にかけて震度 6 弱以上の揺れと予想されていた。

また、村は液状化危険度の高い地域とみられる一方、建物被害、死傷者は、東濃・飛騨圏域に集中しているとされている。

第 2 章 地震災害予防
 第 1 節 総 則

第 1 項 防災協働社会の形成推進

1. (略)

2. 推進体制

(1) から (2) まで (略)

(3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立
 村は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、村防災会議の委員への任命など防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努める。

また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう

(5) (略)
 (6) (略)

※複合型地震の考え方について
 南海トラフの地震周期は、約 90～150 年と考えられているが、前回の地震のエネルギー解放量は、平均周期でのエネルギー解放量より小さくまだ地震エネルギーが残っていると考えられ、過去より何度も同時期に発生したこともあり、東海地震が引き金となって同時発生する複合型地震も予想されている。

2. 内陸直下型地震被害想定

岐阜県においては、活断層の分布密度がかなり高く、阿寺断層、根尾谷断層、跡津川断層などの大規模な活断層が数多く存在し、過去にマグニチュード 7 以上の地震が発生したこともあり、内陸直下型地震発生の危険性を内在している。

こうした状況下、県内の活断層のなかで活動度が高く、地震規模の大きい主要な断層について、地形、地質調査、物理探査、ボーリング調査、トレンチ調査等の必要な調査を計画的に実施し、地震が発生する場所、発生する地震の規模及び活動周期の把握による次の活動時期の推定等、活断層の評価を行い地震防災対策の基礎資料とする。

[規模は小さくても被害大であるが、発生頻度は低い (1,000～1 万年間隔)] (新規)

第 2 章 地震災害予防
 第 1 節 総 則

第 1 項 防災協働社会の形成推進

1. (略)

2. 推進体制

(1) から (2) まで (略)

(3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立
 村は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、村防災会議の委員への任命など防災の現場における女性____の参画____拡大など男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努める。

○統合による修正

○情報の更新に伴う修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

<p><u>努めるものとする。</u></p> <p>(4) 関係機関と連携した防災対策の整備 平常時から村は県及び関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし協定締結などの、連携強化にあたっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</u> また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、村と民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>(5) <u>罹災証明書の発行体制の整備</u></p> <p>(6) <u>感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進</u> <u>県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</u></p> <p>第2項 防災思想・防災知識の普及</p> <p>1. 地域住民に対する普及 ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、<u>各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクトレンズ、インシュリン、医療器具など）をまとめておくこと、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</u> イからエまで (略)</p> <p>2. から11.まで (略)</p> <p>第3項 自主防災組織の育成と強化 大規模地震災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想され、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠であり、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。<u>その際、女性の参画の促進に努めるものとする。</u></p> <p>1. から3.まで (略)</p> <p>4. 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者、障がい者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村計画に提案するなど、村と連携して防災活動を行うこととする。 また、村は、村計画に地区防災計画を位置付けるよう村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認め</p>	<p>(4) 関係機関と連携した防災対策の整備 平常時から村は県及び関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし協定締結などの、連携強化にあたっては、<u>実効性の確保に留意するものとする。</u> また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、村と民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>(5) <u>(新規)</u></p> <hr/> <p>第2項 防災思想・防災知識の普及</p> <p>1. 地域住民に対する普及 ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 <u>負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</u> イからエまで (略)</p> <p>2. から11.まで (略)</p> <p>第3項 自主防災組織の育成と強化 大規模地震災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想され、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠であり、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。</p> <p>1. から3.まで (略)</p> <p>4. 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者、障がい者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村計画に提案するなど、村と連携して防災活動を行うこととする。 また、村は、村計画に地区防災計画を位置付けるよう村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認め</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
---	---	---

<p>るときは、村計画に地区防災計画を定めるものとする。</p> <p><u>村は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>なお、村の自主防災組織の組織（各構成員の役割）、活動内容等は以下を基本とし、各自主防災組織が防災計画を作成し、組織の編成、通常時及び災害時の活動を中心に、具体的に定める。</p> <p>各自主防災組織は、村が示したモデル案を参考にして防災計画を作成し、各構成員に対し、そのとるべき行動等の周知を図る。</p> <p>(1) から (2) まで (略)</p> <p>5. から 9. まで (略)</p> <p>第 4 項 (略)</p> <p>第 2 節 迅速かつ円滑な地震災害対策への備え（危機管理）</p> <p>第 1 項から第 4 項まで (略)</p> <p>第 5 項 緊急輸送網の整備</p> <p>大規模地震災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施</p> <hr/> <p>し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた耐震化対策を進める。</p> <p>1. から 2. まで (略)</p> <p>3. 一時集積配分拠点の設置</p> <p>村は、地震による災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として一時集積配分拠点施設を設置する。</p> <p><u>村は、拠点等への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</u></p> <p>(※資料編・資料18 一時集積配分拠点)</p> <p>4. から 5. まで (略)</p> <p>第 6 項から第 7 項まで (略)</p> <p>第 3 節 民生安定のための備え</p> <p>第 1 項 避難対策</p> <p>大規模地震発生時には、崖崩れの危険地域や火災の延焼などの二次災害のおそれのある区域の住民等は、速やかに<u>危険な場所から避難</u>することが何よりも大切であり、安全・迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された避難場所を確保しておくことが必要である。</p> <p>そのため、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。</p> <p>1. 避難計画の策定</p> <p>(1) 避難<u>勧告又は</u>指示を行う基準</p>	<p>るときは、村計画に地区防災計画を定めるものとする。</p> <hr/> <p>なお、村の自主防災組織の組織（各構成員の役割）、活動内容等は以下を基本とし、各自主防災組織が防災計画を作成し、組織の編成、通常時及び災害時の活動を中心に、具体的に定める。</p> <p>各自主防災組織は、村が示したモデル案を参考にして防災計画を作成し、各構成員に対し、そのとるべき行動等の周知を図る。</p> <p>(1) から (2) まで (略)</p> <p>5. から 9. まで (略)</p> <p>第 4 項 (略)</p> <p>第 2 節 迅速かつ円滑な地震災害対策への備え（危機管理）</p> <p>第 1 項から第 4 項まで (略)</p> <p>第 5 項 緊急輸送網の整備</p> <p>大規模地震災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施するためには、<u>要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があります、そのルート確保が重要であるため、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る。</u></p> <hr/> <p>1. から 2. まで (略)</p> <p>3. 一時集積配分拠点の設置</p> <p>村は、地震による災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として一時集積配分拠点施設を設置する。</p> <hr/> <p>(※資料編・資料19 一時集積配分拠点)</p> <p>4. から 5. まで (略)</p> <p>第 6 項から第 7 項まで (略)</p> <p>第 3 節 民生安定のための備え</p> <p>第 1 項 避難対策</p> <p>大規模地震発生時には、崖崩れの危険地域や火災の延焼などの二次災害のおそれのある区域の住民等は、速やかに<u>安全な場所に</u>避難することが何よりも大切であり、安全・迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された避難場所を確保しておくことが必要である。</p> <p>そのため、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。</p> <p>1. 避難計画の策定</p> <p>(1) 避難<u>勧告又は</u>指示を行う基準</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
---	--	---

<p>(2) 避難_____指示の伝達方法 (3) から (6) まで (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 避難場所・避難所の指定等 村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害を踏まえ、公民館、学校、広場等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。 指定避難所が使用不能となった場合に備え、<u>ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿、泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努める。</u> 指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することを想定した対策を検討しておく。 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定 指定緊急避難場所については、村は、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。(※資料編・資料7 指定緊急避難場所)</p> <p>(2) 指定避難所の指定 (略) (※資料編・資料8 指定避難所)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4. から 5. まで (略)</p> <p>6. 避難所の運営体制 村は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に「避難所運営マニュアル」を策定する。 <u>避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルも別途作成し、適宜更新するよう努める。</u></p> <p>(1) から (7) まで (略)</p> <p>7. から 12. まで (略)</p> <p>13. 避難_____指示の助言にかかる連絡体制 村は、避難_____指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>14. (略)</p> <p>15. 帰宅困難者対策</p>	<p>(2) 避難<u>勧告又は</u>指示の伝達方法 (3) から (6) まで (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 避難場所・避難所の指定等 村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害を踏まえ、公民館、学校、広場等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。 指定避難所が使用不能となった場合に備え、<u>_____</u> <u>_____</u>民間施設等で受入れ可能な施設を検討<u>_____</u> <u>_____</u>しておく<u>_____</u>。 指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することを想定した対策を検討しておく。 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定 指定緊急避難場所については、村は、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。(※資料編・資料9-1、9-2 指定緊急避難場所)</p> <p>(2) 指定避難所の指定 (略) (※資料編・資料10 指定避難所)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4. から 5. まで (略)</p> <p>6. 避難所の運営体制 村は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に「避難所運営マニュアル」を策定する。 <u>_____</u> <u>_____</u></p> <p>(1) から (7) まで (略)</p> <p>7. から 12. まで (略)</p> <p>13. 避難<u>勧告等</u>_____の助言にかかる連絡体制 村は、避難<u>勧告又は</u>指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>14. (略)</p> <p>15. 帰宅困難者対策</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
---	---	---

<p>通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が長距離を移動しており、大規模地震が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が多数発生することが想定される。</p> <p>災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。</p> <p>村は、帰宅困難者が大量に発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、滞在場所の確保に当っては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促<u>したりする</u>など、帰宅困難者対策を行うものとする。</p> <p>村は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図るものとする。</p> <p>村は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。</p> <p>16. 避難所等におけるホームレスの受入れ</p> <p>村は、<u>指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>17. 避難情報の把握</p> <p>村は、<u>感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>18. 広域避難</p> <p>村は、<u>災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難の実施に係る検討、他市町村や事業者等との協定締結、住民への周知に努めるものとする。</u></p> <p>村は、<u>災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、他の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、その住民等の受入について、県内の他の市町村に協議するものとする。なお、他の都道府県の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求めるものとする。</u></p> <p>市町村は、<u>指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>第2項 必需物資の確保対策</p> <p>公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、大規模地震災害発生時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要が賄えないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域応援が必要である。</p> <p><u>被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する</u></p>	<p>通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が長距離を移動しており、大規模地震が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が多数発生することが想定される。</p> <p>災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。</p> <p>村は、帰宅困難者が大量に発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、滞在場所の確保に当っては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促<u>す</u>など、帰宅困難者対策を行うものとする。</p> <p>村は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図るものとする。</p> <p>村は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。</p> <p>(新規)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(新規)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(新規)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第2項 必需物資の確保対策</p> <p>公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、大規模地震災害発生時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要が賄えないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域応援が必要である。</p> <p><u>また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する</u></p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○文言の修正</p>
--	---	---

<p>物資の確保が必要であるため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る。<u>なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進する。</u></p> <p>また、被災者に物資を確実に届けられるよう、輸送体制の整備を図る。</p> <p>1. から6. まで (略)</p> <p>7. 物資支援の事前準備</p> <p><u>村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u></p> <p>第3項から第4項まで (略)</p> <p>第5項 要配慮者、避難行動要支援者対策</p> <p>1. 地域ぐるみの避難支援等</p> <p>(1) 避難支援等関係者となる者</p> <p>村は、避難支援等に携わる関係者として村計画に可茂消防事務組合、加茂警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等を定め、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供<u>するとともに</u>、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。</p> <p>(2) から (5) まで (略)</p> <p>(6) 個別避難計画</p> <p><u>村は、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）を作成するよう努める。本人の同意を得ることを前提に、居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。</u></p> <p><u>村は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて記載内容を更新するほか、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも適時適切に更新するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>村は、避難支援等に携わる関係者として村の計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、村の条例の定めにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(7) (略)</p> <p>ア 避難<u>準備</u>情報等の伝達</p>	<p>物資の確保が必要であるため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る。</p> <p>また、被災者に物資を確実に届けられるよう、輸送体制の整備を図る。</p> <p>1. から6. まで (略)</p> <p>(新規)</p> <p>第3項から第4項まで (略)</p> <p>第5項 要配慮者、避難行動要支援者対策</p> <p>1. 地域ぐるみの避難支援等関係者</p> <p>(1) 避難支援等関係者となる者</p> <p>村は、避難支援等に携わる関係者として村計画に可茂消防事務組合、加茂警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等を定め、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供<u>し</u>、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。</p> <p>(2) から (4) まで (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(5) (略)</p> <p>ア 避難<u>準備</u>情報等の伝達</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正</p>
--	---	--

<p>避難行動要支援者が避難を開始する目安となる避難<u> </u>情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難にあたって重要な情報である。</p> <p>避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする ・同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する ・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すなど、その情報伝達について、特に配慮する。 <p>イ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>2. から5. まで (略)</p> <p>第6項 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 地震に強いまちづくり</p> <p>第1項から第4項まで (略)</p> <p>第5項 災害危険区域の防災事業の推進</p> <p>1. (略)</p> <p>2. ため池の整備(ダム)</p> <p>村は、ため池のうち老朽化や耐震不足により、堤体決壊時に下流地域に洪水の発生の恐れのあるものについて、防災重点<u>農業用</u>ため池等緊急度の高いものから順次堤体断面の補強や耐震化、余水吐断面の拡大及び助水施設の整備を図る。</p> <p>村は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知するものとする。</p> <p>3. から4. まで (略)</p> <p>第6項 ライフライン対策</p> <p>1. から5. まで (略)</p> <p>6. 電話(通信)施設</p> <p>(1) <u>非常用電源の整備等による</u>電話等通信施設、設備の耐震化及び安全確保</p> <p>(2) <u>地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保</u></p> <p>(3) <u> </u>応急復旧機材の配備</p> <p>(4) <u>通信輻輳対策の推進</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>7. から8. まで (略)</p> <p>第7項 孤立地域防止対策</p> <p>1. から2. まで (略)</p> <p>3. 孤立予想地域の実態把握</p> <p>村は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や</p>	<p>避難行動要支援者が避難を開始する目安となる避難<u>準備</u>情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難にあたって重要な情報である。</p> <p>避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする ・同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する ・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すなど、その情報伝達について、特に配慮する。 <p>イ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2. から5. まで (略)</p> <p>第6項 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 地震に強いまちづくり</p> <p>第1項から第4項まで (略)</p> <p>第5項 災害危険区域の防災事業の推進</p> <p>1. (略)</p> <p>2. ため池の整備(ダム)</p> <p>村は、ため池のうち老朽化や耐震不足により、堤体決壊時に下流地域に洪水の発生の恐れのあるものについて、防災重点<u> </u>ため池等緊急度の高いものから順次堤体断面の補強や耐震化、余水吐断面の拡大及び助水施設の整備を図る。</p> <p>村は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知するものとする。</p> <p>3. から4. まで (略)</p> <p>第6項 ライフライン対策</p> <p>1. から5. まで (略)</p> <p>6. 電話(通信)施設</p> <p>(1) <u> </u>電話等通信施設、設備の耐震化及び安全確保</p> <p>(新規)</p> <p>(2) <u>災害対策機器類</u>の配備</p> <p>(新規)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>7. から8. まで (略)</p> <p>第7項 孤立地域防止対策</p> <p>1. から2. まで (略)</p> <p>3. 孤立予想地域の実態把握</p> <p>村は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や</p>	<p>を踏まえた修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
--	--	--

観光客の孤立予測について、平素から把握 するとともに、周辺道路を含めた地図を付してデータベース化するものとする。

4. から6. まで (略)
第8項から第10項まで (略)

第5節 文教対策

第1項から第2項まで (略)

第3章 地震災害応急対策

第1節 活動体制

第1項 防災活動体制の整備

1. (略)
2. 要員の確保
 - (1) から (2) まで (略)
 - (3) 本部長の代替職員

本部長の代替職員は、次のとおりとする。

名 称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)	代替職員 (第4順位)	_____
本部長	副村長	教育長	総務課長	<u>課長職のうち 年長者</u>	_____

第2項 災害応援要請

大規模地震発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急活動に支障をきたすため、その規模に応じて、村、県及び国等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築することとし、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し応急対策活動を円滑に実施する。応援の派遣及び受け入れにあたっては、感染症対策に留意する。

1. 自衛隊に対する災害派遣要請

- (1) 派遣要請
 - アからウまで (略)
 - エ 村長以下村幹部が被災あるいは連絡が取れない事態を考慮し、次の順序により派遣要請の権限を与える。
 - ①村長 ②副村長 ③教育長 ④総務課長 ⑤ _____ 課長職の中で年長者
- (2) から (6) まで (略)

2. 県及び他市町村に対する応援要請

- (1) (略)
- (2) 応急対策職員派遣制度の活用

村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。
- (3) 相互応援協定に基づく応援要請

村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定に基づき県に対し応援を求め、または、災害

観光客の孤立予測について、平素から把握 しておく _____。

4. から6. まで (略)
第8項から第10項まで (略)
第5節 文教対策
第1項から第2項まで (略)

第3章 地震災害応急対策

第1節 活動体制

第1項 防災活動体制の整備

1. (略)
2. 要員の確保
 - (1) から (2) まで (略)
 - (3) 本部長の代替職員

本部長の代替職員は、次のとおりとする。

名 称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)	代替職員 (第4順位)	代替職員 (第5順位)
本部長	副村長	教育長	総務課長	<u>建設環境課長</u>	<u>村民課長</u>

第2項 災害応援要請

大規模地震発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急活動に支障をきたすため、その規模に応じて、村、県及び国等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築することとし、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し応急対策活動を円滑に実施する。 _____

1. 自衛隊に対する災害派遣要請

- (1) 派遣要請
 - アからウまで (略)
 - エ 村長以下村幹部が被災あるいは連絡が取れない事態を考慮し、次の順序により派遣要請の権限を与える。
 - ①村長 ②副村長 ③教育長 ④総務課長 ⑤ 建設環境課長 ⑥課長職の中で年長者
- (2) から (6) まで (略)

2. 県及び他市町村に対する応援要請

- (1) (略)
- (新規) _____
- (2) 相互応援協定に基づく応援要請

村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定に基づき県に対し応援を求め、または、災害応急対策の実施を要請することができる。また、必要に応じて、岐阜県広域消

○組織編制の変更に伴う修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

○組織編制の変更に伴う修正

○県防災計画の修正を踏まえた修正

<p>応急対策の実施を要請することができる。また、必要に応じて、岐阜県広域消防相互応援協定及び可茂地区市町村消防団消防相互応援協定等に基づき、区域内の村に対して、被災市町村を応援することを求める。</p> <p><u>(4) 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策</u> <u>村は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるものとする。</u></p> <p>第3項 地震災害情報の収集・伝達</p> <p>1. 地震情報の受理、伝達 村は、地震情報及び震度情報を受理したときは、直ちに防災行政無線等により住民等に伝達するとともに、必要に応じて避難指示等の措置を講ずる。村及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て地震災害応急対応活動の実施に必要な情報又は被害状況を収集するとともに速やかに関係機関に伝達する。村は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対して資料・情報提供等の協力を求める。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 被害情報等の収集、連絡 (1) から (2) まで (略) (3) 被害状況等の調査及び報告 被害状況に関しては、災害の種別により異なるが、おおむね次の区分によって調査・報告を行う。 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、村は、住民登録の有無にかかわらず村の区域内で行方不明となったものについて、加茂警察署等関係機関の協力にもとづき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省)又は都道府県に連絡する。</p> <p>(4) から (9) まで (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>第4項 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 緊急活動</p> <p>第1項 避難対策</p> <p>1. 避難指示 地震発生に伴う災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、村長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画に基づき住民等に対して避難のための立退き若しくは、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行う。</p> <p>(1) 村長の措置 村長は、住民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、災害対策基本法第60条第1項に基づき必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き若しくは、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行う。</p>	<p>防相互応援協定及び可茂地区市町村消防団消防相互応援協定等に基づき、区域内の村に対して、被災市町村を応援することを求める。</p> <p><u>(新規)</u></p> <hr/> <p>第3項 地震災害情報の収集・伝達</p> <p>1. 地震情報の受理、伝達 村は、地震情報及び震度情報を受理したときは、直ちに防災行政無線等により住民等に伝達するとともに、必要に応じて避難勧告、指示等の措置を講ずる。村及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て地震災害応急対応活動の実施に必要な情報又は被害状況を収集するとともに速やかに関係機関に伝達する。村は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対して資料・情報提供等の協力を求める。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 被害情報等の収集、連絡 (1) から (2) まで (略) (3) 被害状況等の調査及び報告 被害状況に関しては、災害の種別により異なるが、おおむね次の区分によって調査・報告を行う。 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、村は、住民登録や外国人登録に有無にかかわらず村の区域内で行方不明となったものについて、加茂警察署等関係機関の協力にもとづき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省)又は都道府県に連絡する。</p> <p>(4) から (9) まで (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>第4項 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 緊急活動</p> <p>第1項 避難対策</p> <p>1. 避難勧告又は指示 地震発生に伴う災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、村長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画に基づき住民等に対して避難のための立退き若しくは、屋内での待避等の安全確保措置の勧告又は指示を行う。</p> <p>(1) 村長の措置 村長は、住民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、災害対策基本法第60条第1項に基づき危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立退き若しくは、屋内での待避等の安全確保措置の勧告又は指示を行う。</p> <p>(2) 知事の代行措置</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
--	--	---

<p>(2) 知事の代行措置 災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、知事は、災害対策基本法第60条第5項に基づき村長に代わって避難のための立退き若しくは、屋内での待避等の安全確保措置の_____指示を行う。</p> <p>また、洪水あるいは地すべりにより著しい危険が切迫しているとき、知事又はその命を受けた職員は、水防法第22条及び地すべり等防止法第25条に基づき必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示する。</p> <p>(3) から (5) まで (略)</p> <p>2. 警戒区域の設定</p> <p>(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、村長は、災害対策基本法第63条第1項に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。</p> <p>[避難_____指示の内容]</p> <p>避難の_____指示は、下記の内容を明示して行う。</p> <p>ア 避難対象地域 イ 避難先 ウ 避難路 エ 避難_____指示の理由 オ その他必要な事項</p> <p>(2) から (5) まで (略)</p> <p>3. 避難措置等の周知</p> <p>村は、自ら避難_____指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、本章第3節第1項「災害広報」により住民等への周知を実施する。</p> <p>なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 避難場所及び避難所の開設・運営</p> <p>(1) 避難場所及び避難所の開設場所 (略)</p> <p>(※資料編・資料 7 指定緊急避難場所 資料 8 指定避難所 資料 9 福祉避難所)</p> <p>(2) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 指定避難所の運営管理 アからウまで (略) エ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、<u>獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</u> オからキまで (略) ク _____ <u>自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外に避難した</u>被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確</p>	<p>災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、知事は、災害対策基本法第60条第5項に基づき村長に代わって避難のための立退き若しくは、屋内での待避等の安全確保措置の<u>勧告又は</u>指示を行う。</p> <p>また、洪水あるいは地すべりにより著しい危険が切迫しているとき、知事又はその命を受けた職員は、水防法第22条及び地すべり等防止法第25条に基づき必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示する。</p> <p>(3) から (5) まで (略)</p> <p>2. 警戒区域の設定</p> <p>(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、村長は、災害対策基本法第63条第1項に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。</p> <p>[避難<u>勧告</u>、指示の内容]</p> <p>避難の<u>勧告又は</u>指示は、下記の内容を明示して行う。</p> <p>ア (略) イ (略) ウ (略) エ 避難<u>勧告又は</u>指示の理由 オ (略)</p> <p>(2) から (5) まで (略)</p> <p>3. 避難措置等の周知</p> <p>村は、自ら避難<u>勧告又は</u>指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、本章第3節第1項「災害広報」により住民等への周知を実施する。</p> <p>なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 避難場所及び避難所の開設・運営</p> <p>(1) 避難場所及び避難所の開設場所 (略)</p> <p>(※資料編・資料 <u>9-1、2</u> 指定緊急避難場所 資料 <u>10</u> 指定避難所 資料 <u>11</u> 福祉避難所)</p> <p>(2) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 指定避難所の運営管理 アからウまで (略) エ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める _____。 オからキまで (略) ク <u>やむを得ず指定避難所に滞在することができない</u> _____被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
--	---	---

<p>1. から2. まで (略)</p> <p>3. 土砂災害防止施設の応急対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急対策</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 村は、被害が拡大する恐れがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難 <u>情報を発令する</u> 体制の整備に努める。</p> <p>4. から5. まで (略)</p> <p>第9項から第11項まで (略)</p> <p>第12項 応急住宅対策</p> <p>1. から5. まで (略)</p> <p>6. 住宅の応急修繕</p> <p>村は、災害のため住家が半壊 <u>、半焼 <u>若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受ける</u></u> など、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行うものとする。</p> <p>第13項 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 民生安定活動</p> <p>第1項 災害広報</p> <p>1. 災害広報の実施</p> <p>(1) 広報の方法</p> <p>情報伝達に当たって、<u>被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、防災行政無線(戸別受信機を含む)、掲示板、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、広報誌、広報車によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して的確な情報を提供できるよう努める。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。</u></p> <p>(2) 広報の内容</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難に関すること</p> <p>① 村等が実施した避難 <u>情報</u> 又は避難場所の内容</p> <p>② 居住者がとるべき行動</p> <p>ウからエまで (略)</p> <p>(3) から(6)まで (略)</p> <p>2. から5. まで (略)</p> <p>第2項から第3項まで (略)</p> <p>第4項 応急教育対策</p> <p>1. 児童生徒の安全確保</p> <p>(1) 学校の対応</p> <p>アからイまで (略)</p>	<p>3. 土砂災害防止施設の応急対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急対策</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 村は、被害が拡大する恐れがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難 <u>勧告又は指示を行う</u> 体制の整備に努める。</p> <p>4. から5. まで (略)</p> <p>第9項から第11項まで (略)</p> <p>第12項 応急住宅対策</p> <p>1. から5. まで (略)</p> <p>6. 住宅の応急修繕</p> <p>村は、災害のため住家が半壊 <u>又は半焼する</u> など、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行うものとする。</p> <p>第13項 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 民生安定活動</p> <p>第1項 災害広報</p> <p>1. 災害広報の実施</p> <p>(1) 広報の方法</p> <p>情報伝達に当たって、<u>防災行政無線</u>、<u>掲示板</u>、<u>広報誌</u>、<u>広報車</u>によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して的確な情報を提供できるよう努める。</p> <p>(2) 広報の内容</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難に関すること</p> <p>① 村等が実施した避難 <u>勧告、指示</u> 又は避難場所の内容</p> <p>② (略)</p> <p>ウからエまで (略)</p> <p>(3) から(6)まで (略)</p> <p>2. から5. まで (略)</p> <p>第2項から第3項まで (略)</p> <p>第4項 応急教育対策</p> <p>1. 児童生徒の安全確保</p> <p>(1) 学校の対応</p> <p>アからイまで (略)</p> <p>ウ 登下校中に地震が発生した場合は、学校へ登校し、又は学校へ引き返す</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
--	--	---

<p>て処理実行計画の策定や広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。<u>加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</u></p> <p>損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体へ協力要請を行うものとする。</p> <p>なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な処置等を講ずるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. から4. まで (略)</p> <p>第7項 ボランティア活動</p> <p>村は、活動拠点となる施設の確保、<u>感染症対策の徹底等</u>と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、村主導により片付けごみの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境を配慮するものとする。</p> <p>1. (略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 地震災害復旧</p> <p>第1節から第4節まで (略)</p> <p>第5項 農林漁業関係者への融資</p> <p>1. <u>災害関連資金の融資等</u></p> <p>村及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、<u>日本政策金融公庫</u></p> <hr/> <p style="text-align: center;"><u>資金等の円滑な融通、既借入金の償還猶予等の措置を行うとともに、農林漁業者へ資金の周知、資金相談対応を行うものとする。</u></p> <p>[各種対策]</p> <p>ア 天災融資法による資金</p> <p>イ 農業災害緊急支援資金</p> <p>ウ 農業災害緊急支援特別資金</p> <p>エ 農林漁業セーフティネット資金</p> <p>オ 農業経営基盤強化資金<u>ほか</u></p> <p>カ 農業基盤整備資金</p>	<p>計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。<u>_____</u></p> <hr/> <p>_____</p> <hr/> <p>_____</p> <p>損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体へ協力要請を行うものとする。</p> <p>なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な処置等を講ずるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. から4. まで (略)</p> <p>第7項 ボランティア活動</p> <p>村は、活動拠点となる施設の確保<u>_____</u>と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、村主導により片付けごみの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境を配慮するものとする。</p> <p>1. (略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 地震災害復旧</p> <p>第1節から第4節まで (略)</p> <p>第5項 農林漁業関係者への融資</p> <p>1. <u>株式会社 日本政策金融公庫による 融資</u></p> <p>村及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、<u>株式会社 日本政策金融公庫から貸付けの円滑な融通、必要枠の確保、早期貸付け等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。</u></p> <hr/> <p>[各種対策]</p> <p>ア 天災融資法による資金</p> <p>イ 農業災害緊急支援資金</p> <p>ウ 農業災害緊急支援特別資金</p> <p>エ 農林漁業セーフティネット資金</p> <p>オ 農業経営基盤強化資金<u>_____</u></p> <p>カ 農業基盤整備資金</p> <p>キ 農林漁業施設資金</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
--	--	---

<p>キ 農林漁業施設資金 ク 林業基盤整備資金 第6項 (略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 東海地震に関する事前対策 第1節 総 則</p> <p>第1項 (略) 第2節 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時対策 第1項から第4項まで (略) 第5項 事前避難対策 1. 事前避難の実施 (1) 村は、大規模地震対策特別措置法第26条の規定に基づき、警戒宣言が発せられたとき、直ちに避難対象地区の住民等に対し、避難の _____ 指示を行う。 加茂警察署は、村が避難 _____ 指示を行ういとまがないとき、村から要請があったとき、若しくは住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに避難対象地区の住民等に対し立退きを指示することができる。 (2) 村は、次の内容を明示して避難 _____ 指示を実施する。 ア (略) イ (略) ウ (略) エ 避難 _____ 指示の理由 オ (略) (3) (略) 2. から3. まで (略) 第6項から第13項 (略) 第3節から第4節まで (略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 南海トラフ地震に関する対策 第1節から第5節まで (略) 第6節 南海トラフ地震臨時情報の伝達</p> <p>1. から2. まで (略) 3. 実施内容 (1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達 ア (略) イ 住民等への伝達方法 南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線 <u>(戸別受信機を含む。)</u> や緊急速報メール(すぐメール)のほか、CATV、ホームページ、SNS等多様化に努め、正確かつ迅速に出伝達するものとする。 高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保するものとする。 外国人に対しては、ホームページやSNS、外国人防災リーダーの活用等様々な手段を活用するものとする。</p>	<p>ク 林業基盤整備資金 第6項 (略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 東海地震に関する事前対策 第1節 総 則</p> <p>第1項 (略) 第2節 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時対策 第1項から第4項まで (略) 第5項 事前避難対策 1. 事前避難の実施 (1) 村は、大規模地震対策特別措置法第26条の規定に基づき、警戒宣言が発せられたとき、直ちに避難対象地区の住民等に対し、避難の <u>勧告又は</u> 指示を行う。 加茂警察署は、村が避難 <u>勧告又は</u> 指示を行ういとまがないとき、村から要請があったとき、若しくは住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに避難対象地区の住民等に対し立退きを指示することができる。 (2) 村は、次の内容を明示して避難 <u>勧告又は</u> 指示を実施する。 ア (略) イ (略) ウ (略) エ 避難 <u>勧告又は</u> 指示の理由 オ (略) (3) (略) 2. から3. まで (略) 第6項から第13項 (略) 第3節から第4節まで (略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 南海トラフ地震に関する対策 第1節から第5節まで (略) 第6節 南海トラフ地震臨時情報の伝達</p> <p>1. から2. まで (略) 3. 実施内容 (1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達 ア (略) イ 住民等への伝達方法 南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線 _____ や緊急速報メール(すぐメール)のほか、CATV、ホームページ、SNS等多様化に努め、正確かつ迅速に出伝達するものとする。 高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保するものとする。 外国人に対しては、ホームページやSNS、外国人防災リーダーの活用等様々な手段を活用するものとする。 ウからエまで (略)</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>
--	---	---

ウからエまで (略) 第7節から第9節まで (略)	第7節から第9節まで (略)	
------------------------------	----------------	--

東白川村地域防災計画新旧対照表

・原子力災害対策編

東白川村地域防災計画新旧対照表【原子力災害対策編】

新	旧																					
<p>第1章 総 則</p>	<p>第1章 総 則</p>																					
<p>第1節 (略)</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 本計画の修正に際しては、国の原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」(<u>令和2年10月28日</u>改定、以下「指針」という。)を遵守する。</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 計画の基礎とするべき災害の想定</p> <p>1. 対象とする原子力事業所</p> <p>(1)</p> <p>(削除)</p>	<p>第1節 (略)</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 本計画の修正に際しては、国の原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」(<u>平成25年9月5日</u>改定、以下「指針」という。)を遵守する。</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 計画の基礎とするべき災害の想定</p> <p>1. 対象とする原子力事業所</p> <p>(1)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>事業者名</td><td>独立行政法人日本原子力研究開発機構</td></tr> <tr><td>発電所名</td><td>原子炉廃止措置研究開発センター(通称「ふげん」)</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>福井県敦賀市明神町</td></tr> <tr><td>距離</td><td>本村庁舎(加茂郡東白川村神土)から約118.8km</td></tr> <tr><td>号機</td><td>二</td></tr> <tr><td>電気出力</td><td>16.5万kW</td></tr> <tr><td>原子炉型式</td><td>新型転換炉</td></tr> <tr><td>熱出力</td><td>55.7万kW</td></tr> <tr><td>燃料種類</td><td>二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料</td></tr> <tr><td>運転開始</td><td>S54.3.20(運転終了H15.3.29)</td></tr> </table> <p>(2)</p> <p>(新規)</p>	事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構	発電所名	原子炉廃止措置研究開発センター(通称「ふげん」)	所在地	福井県敦賀市明神町	距離	本村庁舎(加茂郡東白川村神土)から約118.8km	号機	二	電気出力	16.5万kW	原子炉型式	新型転換炉	熱出力	55.7万kW	燃料種類	二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料	運転開始	S54.3.20(運転終了H15.3.29)	<p>○文言の修正</p> <p>○記載箇所の変更</p> <p>○記載箇所の変更</p>
事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構																					
発電所名	原子炉廃止措置研究開発センター(通称「ふげん」)																					
所在地	福井県敦賀市明神町																					
距離	本村庁舎(加茂郡東白川村神土)から約118.8km																					
号機	二																					
電気出力	16.5万kW																					
原子炉型式	新型転換炉																					
熱出力	55.7万kW																					
燃料種類	二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料																					
運転開始	S54.3.20(運転終了H15.3.29)																					
<p>(2)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>事業者名</td><td>独立行政法人日本原子力研究開発機構</td></tr> <tr><td>発電所名</td><td>原子炉廃止措置研究開発センター(通称「ふげん」)</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>福井県敦賀市明神町</td></tr> <tr><td>距離</td><td>本村庁舎(加茂郡東白川村神土)から約118.8km</td></tr> <tr><td>号機</td><td>二</td></tr> <tr><td>電気出力</td><td>16.5万kW</td></tr> <tr><td>原子炉型式</td><td>新型転換炉</td></tr> <tr><td>熱出力</td><td>55.7万kW</td></tr> <tr><td>燃料種類</td><td>二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料</td></tr> <tr><td>運転開始</td><td>S54.3.20(運転終了H15.3.29)</td></tr> </table>	事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構	発電所名	原子炉廃止措置研究開発センター(通称「ふげん」)	所在地	福井県敦賀市明神町	距離	本村庁舎(加茂郡東白川村神土)から約118.8km	号機	二	電気出力	16.5万kW	原子炉型式	新型転換炉	熱出力	55.7万kW	燃料種類	二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料	運転開始	S54.3.20(運転終了H15.3.29)		
事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構																					
発電所名	原子炉廃止措置研究開発センター(通称「ふげん」)																					
所在地	福井県敦賀市明神町																					
距離	本村庁舎(加茂郡東白川村神土)から約118.8km																					
号機	二																					
電気出力	16.5万kW																					
原子炉型式	新型転換炉																					
熱出力	55.7万kW																					
燃料種類	二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料																					
運転開始	S54.3.20(運転終了H15.3.29)																					
<p>2. (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 原子力災害事前対策</p> <p>原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定める。</p> <p><u>なお、本章以降の事項における新型コロナウイルス感染症対策については、別に定める「原子力災害時における新型コロナウイルス感染症対策要領」等に基づき実施することとする。</u></p> <p>第1節から第8節まで (略)</p> <p>第9節 <u>避難退域時検査</u>、安定ヨウ素剤配布・服用指示等に係</p>	<p>2. (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 原子力災害事前対策</p> <p>原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定める。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第1節から第8節まで (略)</p> <p>第9節 <u>スクリーニング</u>、安定ヨウ素剤配布・服用指示等に係</p>	<p>○県防災計画の修正を踏まえた修正</p>																				

<p>る体制整備 村は、必要に応じ、県が実施する <u>避難退域時検査</u> や安定ヨウ素剤の配布・服用指示、健康相談等の活動に協力するための体制の整備に努める。</p> <p>第10節から第15節まで (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節から第4節まで (略)</p> <p>第5節 屋内退避、避難等の防護活動</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 避難の実施</p> <p>(1) から (2) まで (略)</p> <p>(3) 避難に資する情報の提供と避難誘導 村は、県と協力し、住民に対し、避難先・避難経路を周知のうえ、避難誘導を実施する。 県は、<u>避難退域時検査</u> 場所の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供を行う。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第7節 安定ヨウ素剤の配布、服用指示及び <u>避難退域時検査</u> 村は、安定ヨウ素剤の配布、服用指示、<u>避難退域時検査</u> 等、避難先に併設される救護所で県が行う活動に協力する。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 住民に対する <u>避難退域時検査</u> 村は、救護所において県が実施する <u>避難退域時検査</u> が円滑に行われるよう協力する。</p> <p>第8節 (略)</p> <p>第9節 緊急輸送活動 原子力災害が発生した場合に、避難、専門家、モニタリング要員、<u>避難退域時検査</u> 要員の搬送、飲食物の搬送等を早急に実施するため、村、国、県、警察署、消防及びその他防災関係機関は、緊急輸送並びにその支援活動を行う。</p> <p>1. 緊急輸送活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) モニタリング、<u>避難退域時検査</u>、安定ヨウ素剤配布・服用指示に必要な人員及び資機材</p> <p>(3) から (5) まで (略)</p> <p>2. から3. まで (略)</p> <p>第10節 住民への的確な情報提供活動</p> <p>1. 住民への情報提供活動</p> <p>(1) から (2) まで (略)</p> <p>(3) 広報内容及び避難行動要支援者への対応</p>	<p>る体制整備 村は、必要に応じ、県が実施する <u>スクリーニング</u> や安定ヨウ素剤の配布・服用指示、健康相談等の活動に協力するための体制の整備に努める。</p> <p>第10節から第15節まで (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節から第4節まで (略)</p> <p>第5節 屋内退避、避難等の防護活動</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 避難の実施</p> <p>(1) から (2) まで (略)</p> <p>(3) 避難に資する情報の提供と避難誘導 村は、県と協力し、住民に対し、避難先・避難経路を周知のうえ、避難誘導を実施する。 県は、<u>スクリーニング</u> 場所の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供を行う。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第7節 安定ヨウ素剤の配布、服用指示及び <u>スクリーニング</u> 村は、安定ヨウ素剤の配布、服用指示、<u>スクリーニング</u> 等、避難先に併設される救護所で県が行う活動に協力する。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 住民に対する <u>スクリーニング</u> 村は、救護所において県が実施する <u>スクリーニング</u> が円滑に行われるよう協力する。</p> <p>第8節 (略)</p> <p>第9節 緊急輸送活動 原子力災害が発生した場合に、避難、専門家、モニタリング要員、<u>スクリーニング</u> 要員の搬送、飲食物の搬送等を早急に実施するため、村、国、県、警察署、消防及びその他防災関係機関は、緊急輸送並びにその支援活動を行う。</p> <p>1. 緊急輸送活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) モニタリング、<u>スクリーニング</u>、安定ヨウ素剤配布・服用指示に必要な人員及び資機材</p> <p>(3) から (5) まで (略)</p> <p>2. から3. まで (略)</p> <p>第10節 住民への的確な情報提供活動</p> <p>1. 住民への情報提供活動</p> <p>(1) から (2) まで (略)</p> <p>(3) 広報内容及び避難行動要支援者への対応</p>	<p>○文言の修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○文言の修正</p>
---	---	---

東白川村地域防災計画新旧対照表

・資料編

5	平	総合運動場	神土 501 番地	1200	○	○		
6	親田	旧ちびっこ広場	神土 1740 番地 1	50	—	○	○	○
7	親田	田中屋前交差点	神土 2140 番地 3	30	○	○		
8	親田	上親田集会所前	神土 2117 番地 12	30	—	○	○	○
9	中通	東白川製茶工場前	越原 2654 番地 1	30	—	○	○	○
10	中通	小学校運動場	神土 2686 番地 19	1200	○	○		
11	神付	五葉会館前	神土 3013 番地 1	50	○	○		
12	中谷	中谷集会所前	神土 4438 番地 6	40	○	○		
13	加舎尾	加舎尾クラブ前	神土 4492 番地	40	—	○	○	○
14	西洞	西洞センター前	神土 5131 番地 2	20	—	○	○	○
15	曲坂	曲坂集会所前	越原 132 番地 5	30	—	○	○	○
16	日向	越原センター前	越原 500 番地 1	50	—	○	○	○
17	日向	岩野登り口付近	越原 834 番地 11	20	○	○		
18	日向	いのなぎ前交差点	越原 761 番地 3	20	○	○		
19	陰地	旧越原保育園前広場	越原 976 番地 1	300	○	○		
20	陰地	名古屋女子大学舎広場	越原 1121 番地 10	30	—	○	○	○
21	陰地	道の駅茶の里東白川駐車場	越原 1061 番地 3	1000	○	○		
22	栃山	栃山クラブ前	越原 1550 番地 2	30	—	○	○	○
23	黒淵	黒淵クラブ前	越原 1612 番地 6	30	○	○		
24	黒淵	ちびっこ広場	越原 1630 番地 2	30	○	○		
25	黒淵	清水屋前	越原 1758 番地 2	20	—	○	○	○
26	大明神	こまもり会館前	越原 2248 番地 3	30	—	○	○	○
27	大明神	高砂会館前	越原 2157 番地 1	50	○	○		
28	大明神	中田屋前	越原 2472 番地 9	30	○	○		
29	柏本	五加運動場	五加 893 番地 1	1200	○	○		
30	柏本	昭幸園ハウス	五加 741 番地	20	○	○		
31	宮代	五加センター前	五加 1228 番地	30	○	○		
32	大沢	大沢集会所前	五加 1894 番地 3	20	—	○	○	○
33	下野	下野集会所前	五加 2956 番地 1	30	—	○	○	○
34	久須見	久須見集会所前	五加 3432 番地 2	20	○	○		

5	平	総合運動場	神土 501 番地	1200	○	○		
6	親田	旧ちびっこ広場	神土 1740 番地 1	50	○	○	—	—
7	親田	田中屋前交差点	神土 2140 番地 3	30	○	○		
8	親田	上親田集会所前	神土 2117 番地 12	30	○	○	—	—
9	中通	東白川製茶工場前	越原 2654 番地 1	30	○	○	—	—
10	中通	小学校運動場	神土 2686 番地 19	1200	○	○		
11	神付	五葉会館前	神土 3013 番地 1	50	○	○		
12	中谷	中谷集会所前	神土 4438 番地 6	40	○	○		
13	加舎尾	加舎尾クラブ前	神土 4492 番地	40	○	○	—	—
14	西洞	西洞センター前	神土 5131 番地 2	20	○	○	—	—
15	曲坂	曲坂集会所前	越原 132 番地 5	30	○	○	—	—
16	日向	越原センター前	越原 500 番地 1	50	○	○	—	—
17	日向	岩野登り口付近	越原 761 番地 3	20	○	○		
18	日向	いのなぎ前交差点	越原 761 番地 3	20	○	○		
19	陰地	むくハウス前広場	越原 976 番地 1	300	○	○		
20	陰地	名古屋女子大学舎広場	越原 1121 番地 10	30	○	○	—	—
21	陰地	道の駅茶の里東白川駐車場	越原 1061 番地 3	1000	○	○		
22	栃山	栃山クラブ前	越原 1550 番地 2	30	○	○	—	—
23	黒淵	黒淵クラブ前	越原 1612 番地 6	30	○	○		
24	黒淵	ちびっこ広場	越原 1630 番地 2	30	○	○		
25	黒淵	清水屋前	越原 1758 番地 2	20	○	○	—	—
26	大明神	こまもり会館前	越原 2248 番地 3	30	○	○	—	—
27	大明神	高砂会館前	越原 2157 番地 1	50	○	○		
28	大明神	中田屋前	越原 2472 番地 9	30	○	○		
29	柏本	五加運動場	五加 893 番地 1	1200	○	○		
30	柏本	昭幸園ハウス	五加 741 番地	20	○	○		
31	宮代	五加センター前	五加 1228 番地	30	○	○		
32	大沢	大沢集会所前	五加 1894 番地 3	20	○	○	—	—
33	下野	下野集会所前	五加 2956 番地 1	30	○	○	—	—
34	久須見	久須見集会所前	五加 3432 番地 2	20	○	○		

8 指定避難所

8 指定避難所

番号	地区	施設名称	所在地	防災無線	面積 (㎡)	収容人員 (人)	土砂災害対応	地震災害対応	土砂災害警戒区域の指定	土砂災害警戒特別区域の指定
1	神土平	防災センター	神土 755 番地 1	301	379	50	○	○	有	
2	神土平	東白川中学校	神土 647 番地 4	302	2,690	300	○	○	有	
3	神土平	みつば保育園	神土 535 番地 1	304	745	50	○	○		
4	神土平	村民センター	神土 548 番地	318	838	100	○	○	有	

番号	地区	施設名称	所在地	防災無線	面積 (㎡)	収容人員 (人)	土砂災害対応	地震災害対応	土砂災害警戒区域の指定	土砂災害警戒特別区域の指定
1	神土平	防災センター	神土 755 番地 1	301	379	50	○	○	有	
2	神土平	東白川中学校	神土 647 番地 4	302	2,690	300	○	○	有	
3	神土平	みつば保育園	神土 535 番地 1	304	745	50	○	○		
4	神土平	村民センター	神土 548 番地	318	838	100	○	○	有	

○現況による修正

5	神土平	保健福祉センター	神土 692 番地 2	505	849	16	○	○	有	
6	神土平	せせらぎ荘	神土 697 番地 1	315	709	10		○	有	
7	神土平	神土交流サロン	神土 587 番地 5	306	146	30	—	○	有	
8	神土親田	伝承の館	神土 5933 番地	308	173	30	—	○	有	
9	神土親田	上親田集会所	神土 2117 番地 6	309	45	30	○	○		
10	神土中通	中通集会所	神土 2900 番地 17	310	45	30	○	○		
11	神土中通	東白川小学校	神土 2686 番地 19	303	3,873	300	—	○	有	有
12	神土神付	五葉会館	神土 3013 番地 1	307	193	30	○	○		
13	神土中谷	中谷集会所	神土 4438 番地	311	42	30	○	○		
14	神土加舎尾	加舎尾集会所	神土 4493 番地	312	78	30	—	○	有	
15	神土加舎尾	はなのき会館	神土 606 番地 1	305	1,593	50	○	○		
16	神土加舎尾	はなのき別館	神土 606 番地 1	305	819	120	○	○		
17	神土西洞	西洞センター	神土 5132 番地 4 の 1	313	102	50		○	有	有
18	越原曲坂	曲坂集会所	越原 99 番地 2	321	99	30		○	有	有
19	越原日向	越原センター	越原 500 番地 1	319	384	100	○	○	有	
20	越原陰地	旧越原保育園	越原 976 番地 1	320	106	30	○	○		
21	越原陰地	越原消防コミュニティセンター	越原 972 番地 9	327	123	15	○	○		
22	越原陰地	陰地集会所	越原 1064 番地 3	322	121	30	○	○		
23	越原栃山	栃山クラブ	越原 1547 番地 4	323	80	30		○	有	
24	越原黒淵	黒淵クラブ	越原 1617 番地 5	324	99	50	○	○		
25	越原黒淵	越原上消防コミュニティセンター	越原 1976 番地 2	327	123	15	—	○	有	
26	越原大明神	こまもり会館	越原 2248 番地 4	325	255	50	○	○	有	
27	越原大明神	高砂会館	越原 2157 番地 1		60	15	○	○		
28	五加柏本	五加交流サロン	五加 897 番地	332	168	30	○	○		
29	五加宮代	五加センター	五加 1228 番地	328	400	100	○	○		
30	五加宮代	五加消防コミュニティセンター	五加 1253 番地 1	327	123	15	—	○	有	
31	五加大沢	大沢集会所	五加 1894 番地 3	329	60	30		○	有	
32	五加下野	下野集会所	五加 2956 番地 1	330	73	30	—	○	有	
33	五加久須見	久須見集会所	五加 3432 番地 1	331	45	30		○	有	

5	神土平	保健福祉センター	神土 692 番地 2	505	849	16	—	○	有	
6	神土平	せせらぎ荘	神土 697 番地 1	315	709	10		○	有	
7	神土平	神土交流サロン	神土 587 番地 5	—	146	30	○	○	—	
8	神土親田	伝承の館	神土 5933 番地	308	173	30	○	○	—	
9	神土親田	上親田集会所	神土 2117 番地 6	309	45	30	○	○		
10	神土中通	中通集会所	神土 2900 番地 17	310	45	30	○	○		
11	神土中通	東白川小学校	神土 2686 番地 19	303	3,873	300	○	○	—	—
12	神土神付	五葉会館	神土 3013 番地 1	307	193	30	○	○		
13	神土中谷	中谷集会所	神土 4438 番地	311	42	30	○	○		
14	神土加舎尾	加舎尾集会所	神土 4493 番地	312	78	30	○	○	—	
15	神土加舎尾	はなのき会館	神土 606 番地 1	305	1,593	50	○	○		
16	神土加舎尾	はなのき別館	神土 606 番地 1	305	819	120	○	○		
17	神土西洞	西洞センター	神土 5132 番地 4 の 1	313	102	50		○	有	有
18	越原曲坂	曲坂集会所	越原 99 番地 2	321	99	30		○	有	有
19	越原日向	越原センター	越原 500 番地 1	319	384	100	—	○	有	
20	越原陰地	むくハウス	越原 976 番地 1	320	106	30	○	○		
21	越原陰地	越原消防コミュニティセンター	越原 972 番地 9	327	123	15	○	○		
22	越原陰地	陰地集会所	越原 1064 番地 3	322	121	30	○	○		
23	越原栃山	栃山クラブ	越原 1547 番地 4	323	80	30		○	有	
24	越原黒淵	黒淵クラブ	越原 1617 番地 5	324	99	50	○	○		
25	越原黒淵	越原上消防コミュニティセンター	越原 1976 番地 2	327	123	15	○	○	—	
26	越原大明神	こまもり会館	越原 2248 番地 4	325	255	50	—	○	有	
27	越原大明神	高砂会館	越原 2157 番地 1		60	15	○	○		
28	五加柏本	五加交流サロン	五加 897 番地	332	168	30	○	○		
29	五加宮代	五加センター	五加 1228 番地	328	400	100	○	○		
30	五加宮代	五加消防コミュニティセンター	五加 1253 番地 1	327	123	15	○	○	—	
31	五加大沢	大沢集会所	五加 1894 番地 3	329	60	30		○	有	
32	五加下野	下野集会所	五加 2956 番地 1	330	73	30	○	○	—	
33	五加久須見	久須見集会所	五加 3432 番地 1	331	45	30		○	有	

合計	1,880
----	-------

9 指定福祉避難所

番号	地区	施設名称	所在地	受入対象者
1	平	保健福祉センター	神土 692 番地 2	村長が定める者

10 要配慮者利用施設一覧

事業所名	区分	事業所住所	電話番号	浸水想定区域 (※水害危険情報 図)				土砂 災害 警戒 区域
				白 川	佐 広 川	曲 坂 川	柏 本 川	
東白川村国保診療所	一般診療	東白川村五加 3210	78-2023	○				○
東白川村国保診療所附属介護老人保健施設	介護老人保健施設	東白川村五加 3210	78-2023	○				○
東白川村母子健康センター	助産所	東白川村神土 692-2	78-2100	○				○
東白川村デイサービスセンター	通所介護	東白川村神土 697-1	78-3750	○				○
みつば保育園	保育所・認定子供園等	東白川村神土 535-1	78-2108	○				
東白川小学校	小学校 (公立)	東白川村神土 2686-19	78-2024					○
東白川_中学校	中学校 (公立)	東白川村神土 647-4	78-2014	○				○
作業所えがお	指定障害者福祉サービス事業者あ (日中活動)	東白川村越原 408-4	78-3266	○		○		○
グループホームほのぼの	グループホーム	東白川村越原 16-1-1		○				○

1.1 防災ヘリコプター緊急離着陸場

施設名	所在地	地積	座標
東白川総合運動場	東白川村神土 501 番地	88.74×102.64	35° 38' 37.7"N 137° 19' 19.1"E
はなのき会館駐車場	東白川村神土 606 番地	61.88×39.15	35° 38' 44.7"N 137° 19' 13.4"E
東白川小学校校庭	東白川村神土 2686 番地 19	97.19×119.36	35° 39' 24.9"N 137° 20' 20.6"E
東白川中学校校庭	東白川村神土 647 番地 4	116.23×47.41	35° 38' 39.1"N 137° 19' 36.5"E
越原運動場	東白川村越原 947 番地	40.81×62.32	35° 40' 07.2"N 137° 21' 58.4"E
五加運動場	東白川村五加 893 番地 1	40.89×63.98	35° 37' 22.5"N 137° 17' 23.8"E
越原上	東白川村越原 1975 番地 5	59.21×30.41	35° 38' 54.6"N 137° 22' 49.6"E
親田	東白川村神土 2037 番地 1	66.73×33.08	35° 38' 51.6"N 137° 20' 37.1"E
中川原水辺公園	東白川村神土 902 番地 5	66.87×42.27	35° 38' 23.7"N 137° 19' 05.0"E

1.2 腕章等

1.3 自衛隊ヘリコプター発着場の基準等

1.4 村内の機関と連絡担当班

合計	1,880
----	-------

9 要配慮者利用施設一覧

事業所名	区分	事業所住所	電話番号	浸水想定区域 (※水害危険情報 図)				土砂 災害 警戒 区域
				白 川	佐 広 川	曲 坂 川	柏 本 川	
東白川村国保診療所	一般診療	東白川村五加 3210	78-2023	○				○
東白川村国保診療所附属介護老人保健施設	介護老人保健施設	東白川村五加 3210	78-2023	○				○
東白川村母子健康センター	助産所	東白川村神土 692-2	78-2100	○				○
東白川村デイサービスセンター	通所介護	東白川村神土 697-1	78-3750	○				○
みつば保育園	保育所・認定子供園等	東白川村神土 535-1	78-2108	○				
東白川小学校	小学校 (公立)	東白川村神土 2686-19	78-2024					—
東白川村中学校	中学校 (公立)	東白川村神土 647-4	78-2014	○				○
作業所えがお	指定障害者福祉サービス事業者あ (日中活動)	東白川村越原 408-4	78-3266	○		○		○
グループホームほのぼの	グループホーム	東白川村越原 16-1-1		○				—

1.0 防災ヘリコプター緊急離着陸場

施設名	所在地	地積	座標
東白川総合運動場	東白川村神土 501 番地	88.74×102.64	35° 38' 37.7"N 137° 19' 19.1"E
はなのき会館駐車場	東白川村神土 606 番地	61.88×39.15	35° 38' 44.7"N 137° 19' 13.4"E
はなのき会館芝生広場	東白川村神土 606 番地	62.71×32.24	35° 38' 44.0"N 137° 19' 09.2"E
東白川小学校校庭	東白川村神土 2686 番地 19	97.19×119.36	35° 39' 24.9"N 137° 20' 20.6"E
東白川中学校校庭	東白川村神土 647 番地 4	116.23×47.41	35° 38' 39.1"N 137° 19' 36.5"E
越原運動場	東白川村越原 947 番地	40.81×62.32	35° 40' 07.2"N 137° 21' 58.4"E
五加運動場	東白川村五加 893 番地 1	40.89×63.98	35° 37' 22.5"N 137° 17' 23.8"E
越原上	東白川村越原 1975 番地 5	59.21×30.41	35° 38' 54.6"N 137° 22' 49.6"E
親田	東白川村神土 2037 番地 1	66.73×33.08	35° 38' 51.6"N 137° 20' 37.1"E

1.1 腕章等

1.2 自衛隊ヘリコプター発着場の基準等

1.3 村内の機関と連絡担当班

○指定に伴う修正

○番号ずれの修正

○現況による修正

○番号ずれの修正

○用途変更に伴う修正

○代替地の追加
○番号ずれの修正

部 名	班 名	機 関 等 名 称	電 話 番 号
総 務 部	総 務 班	東白川郵便局	78-2242
		美濃越原郵便局	78-2542
		東白川村警察官駐在所	78-2004
		可茂消防事務組合東消防署	72-1641
		可茂消防事務組合東白川分遣所	78-3110
産業振興部	農 務 班	めぐみの農協東白川支店	78-3131
		めぐみの農協東白川支店 J A スタンド	78-2175
	東白川製茶組合	78-3033	
	林 務 班	東白川村森林組合	78-2009
地域振興部	商 工 振 興 班	東白川村商工会	78-2275
		各建築業者	
	情 報 通 信 班	中部電力加茂営業所	28-3111
		N T T 中濃営業支店	26-9961
建設環境班	建 設 班	各建設業者	
		可茂衛生施設利用組合	65-4111
	環 境 班	各水道工事業者	
		浄化槽業者	
保健福祉部	保 健 福 祉 班	保健福祉センター	78-2100
		母子健康センター	78-3027
		せせらぎ荘	78-2392
医 療 部	医 療 班	国保診療所	78-2023
	小 学 校 班	東白川小学校	78-2024
教 育 部	中 学 校 班	東白川中学校	78-2014
	教 育 班	はなのき会館	78-3288
	保 育 園 班	みつば保育園	78-2108
	子育て支援班		

部 名	班 名	機 関 等 名 称	電 話 番 号
総 務 部	総 務 班	東白川郵便局	78-2242
		美濃越原郵便局	78-2542
		中部電力加茂営業所	28-3111
		N T T 中濃営業支店	26-9961
		東白川村警察官駐在所	78-2004
		可茂消防事務組合東消防署	72-1641
産業振興部	農 務 班	めぐみの農協東白川支店	78-3131
		めぐみの農協東白川支店 J A スタンド	78-2175
	東白川製茶組合	78-3033	
	林 務 班	東白川村森林組合	78-2009
地域振興部	商 工 振 興 班	東白川村商工会	78-2275
		各建築業者	
建設環境班	建 設 班	各建設業者	
		可茂衛生施設利用組合	65-4111
	環 境 班	各水道工事業者	
		浄化槽業者	
保健福祉部	保 健 福 祉 班	保健福祉センター	78-2100
		母子健康センター	78-3027
		せせらぎ荘	78-2392
医 療 部	医 療 班	国保診療所	78-2023
	小 学 校 班	東白川小学校	78-2024
教 育 部	中 学 校 班	東白川中学校	78-2014
	教 育 班	はなのき会館	78-3288
	保 育 園 班	みつば保育園	78-2108
	子育て支援班		むくハウス

○組織編制変更に伴う修正

15 岐阜県災害救助法施行細則

第1条から第2条まで (略)

第3条 令第3条第1項の救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。

2 知事は、特別の理由により前項の規定によりがたいときは、内閣総理大臣の同意を得て変更することができる。

第4条から第8条まで (略)

第9条 令第5条の実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりとする。

第10条 (略)

第11条

2 (略)

3 法第8条の規定により救助に関する業務に協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第12条の規定による扶助金支給申請書に添付する書類は、規則第6条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。

第12条 法第13条第1項の規定により救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村長が行うこととする場合において、令第17条第1項の規定による通知は、別記第15号様式によるものとする。

2 (略)

第13条 法第30条の規定により繰替支弁した市町村は、請求書(別記第16号様

14 岐阜県災害救助法施行細則

第1条から第2条まで (略)

第3条 令第9条第1項の救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。

2 知事は、特別の理由により前項の規定によりがたいときは、厚生労働大臣の同意を得て変更することができる。

第4条から第8条まで (略)

第9条 令第11.5条の実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりとする。

第10条 (略)

第11条

2 (略)

3 法第25条の規定により救助に関する業務に協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第29.12条の規定による扶助金支給申請書に添付する書類は、規則第6条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。

第12条 法第30条第1項の規定により救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合において、令第23条第1項の規定による通知は、別記第15号様式によるものとする。

2 (略)

第13条 法第44条の規定により繰替支弁した市町村は、請求書(別記第16号様

○番号ずれの修正
○現行制度に合わせた修正

式)に災害救助算出内訳書(別記第17号様式)を添えて知事に請求するものとする。

附 則 [略]

別表第1(第3条関係)

救助の程度、方法及び期間

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

1 避難所の供与

(一) 避難所の供与は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に対して、必要に応じて行う。

(二) 避難所は、学校、公民館等既存建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物がないときは、仮小屋の設置、天幕の設営その他の適切な方法により避難所とすることができる。

(三) 避難所のため支出する費用は、賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、1人1日につき330円以内とする。

(四) 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、(三)に規定する金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

(五) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

(六) 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する家がない者であつて、自己の資力により住宅を得ることができないものに対して、必要に応じて、建設し、及び供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借り上げ、及び供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。) その他適切な方法により供与するものとする。

(一) 建設型仮設住宅

(1) 設置に当たつては、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

(2) 1戸当たりの規模は、 実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置

式)に災害救助算出内訳書(別記第17号様式)を添えて知事に請求するものとする。

附 則 [略]

別表第1(第3条関係)

救助の程度、方法及び期間

1 収容施設の供与

(1) 1 避難所の供与

ア 避難所への収容は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に対して、必要に応じて行う。

イ 避難所は、学校、公民館等既存建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物がないときは、仮小屋の設置又は、天幕の設営 より避難所とすることができる。

ウ 避難所のため支出する費用は、賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし次の額の範囲内とする。

ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

(ア) 基本額

避難所設置費 1人1日につき300円

(イ) 加算額

冬季(10月から3月まで)については別に定める額を加算する。

(新規)

(新規)

エ 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅の供与

ア 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する家がない者であつて、自己の資力により住宅を得ることができないものに対して、必要に応じて行う。

イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7㎡を基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,401,000円以内とする。

に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。

(3) 同一敷地内又は近接する地域内に設置した戸数がおおむね五十以上である場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができるものとする。

ただし、設置した戸数が五十未満である場合においても、当該戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。

(削除)

(5) 災害発生の日から20日以内に建築に着手するものとする。

(6) 供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。

(7) 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

(二) 賃貸型応急住宅

(1) 一戸当たりの規模は世帯の人数に応じて(一)(2)に規定する規模に準ずるものとし、その借上げのために支出できる費用は家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとし、その額は地域の実情に応じたものとする。

(2) 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、及び提供するものとする。

(3) 供与期間は、(一)(2)に規定する期間とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 炊き出しによる食品の給与

(一) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水その他災害により現に炊事ができない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行う。

(二) 炊き出しその他による食品の給与は、り災者が直ちに食べることでできる現物によるものとする。

(三) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、1人1日につき1,160円以内とする。

(四) 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 飲料水の供給

(一) 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができることとし、1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定める。

エ 高齢者等であつて、日常の生活において特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置することができる。

(4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。

オ 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着手するものとする。

カ 応急仮設住宅の供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第4項に規定する期間（2年）とする。

(新規)

(新規)

2 たき出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) たき出しによる食品の給与

ア たき出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により炊事ができない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行う。

イ たき出しその他による食品の給与は、り災者が直ちに食べることでできる現物によるものとする。

ウ たき出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、1人1日につき1,010円以内とする。

エ り災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内のたき出しその他の食品の供与を行う。

オ たき出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行

う。

(二) 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

(三) 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。）により生活上必要な家財を亡失し、又はき損 等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、おおむね次の品目の範囲内において現物をもって行う。

(一) 被服、寝具及び身のまわり品

(二) 日用品

(三) 炊事用具及び食器

(四) 光熱材料

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するため支出する費用は、次の表に掲げる額 以内とする。

(一) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える世帯
夏季（4月 から9月 まで）	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	58,200円	58,200円に5人を 超え1人増すごとに 7,900円を加算した額
冬季（10月 から3月 まで）	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	82,700円に5人を 超え1人増すごとに 11,400円を加算した額

(二) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える世帯
夏季（4月 から9月 まで）	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	19,000円に5人を 超え1人増すごとに 2,600円を加算した額
冬季（10月 から3月 まで）	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	27,600円に5人を 超え1人増すごとに 3,600円を加算した額

(三) (一)及び(二)の季別は、災害発生の日をもって決定するものとする。

4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

4 医療及び助産の給付

1 医療の給付

(一) 医療の給付は、災害のため医療の途を失つた者に対して、応急的に行う。

(二) 医療の給付は、救護班が行うものとする。ただし、急迫した事情のためやむを得ない場合は、一般の病院若しくは診療所又は施術者（あん摩マッサージ

う。

イ 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。）により生活上必要な家財を亡失し、又はき損 し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、おおむね次の品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するため支出する費用は、次の 額の範囲内 とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える世帯
夏季（4月 から9月 まで）	17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円	49,700円に5人を 超え1人増すごとに 7,300円を加算した額
冬季（10月 から3月 まで）	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	75,700円に5人を 超え1人増すごとに 10,400円を加算した額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える世帯
夏季（4月 から9月 まで）	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	17,400円に5人を 超え1人増すごとに 2,400円を加算した額
冬季（10月 から3月 まで）	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	25,300円に5人を 超え1人増すごとに 3,300円を加算した額

ウ ア 及びイの季別は、災害発生の日をもって決定するものとする。

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

4 医療及び助産の給付

(1) 医療の給付

ア 医療の給付は、災害のため医療の途を失つた者に対して、応急的に行う。

イ 医療の給付は、救護班が行うものとする。ただし、急迫した事情のためやむを得ない場合は、一般の病院若しくは診療所又は施術者（あん摩マッサージ

<p>指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）において行うことができる。</p> <p><u>(三)</u> 医療の給付は、次の範囲内において行う。</p> <p><u>(1)</u> 診察</p> <p><u>イ</u> 薬剤又は治療材料の給与</p> <p><u>ロ</u> 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p><u>ハ</u> 病院又は診療所への収容</p> <p><u>(2)</u> 看護</p> <p><u>(四)</u> 医療の給付のため支出する費用は、それぞれ救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、一般の病院又は診療所による場合にあっては国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。</p> <p><u>(五)</u> 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。</p> <p>2 助産の給付</p> <p><u>(一)</u> 助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後 7 日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失つた者に対して行う。</p> <p><u>(二)</u> 助産の給付は、次の範囲内において行う。</p> <p><u>(1)</u> 分べんの介助</p> <p><u>(2)</u> 分べん前及び分べん後の処置</p> <p><u>(3)</u> 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の給与</p> <p><u>(三)</u> 助産の給付のため支出する費用は、救護班による場合にあっては使用した衛生材料の実費とし、助産師による場合にあっては慣行料金の 8 割以内の額とする。</p> <p><u>(四)</u> 助産の給付を実施する期間は、分べんの日から 7 日以内とする。</p> <p>5 被災者の救出</p> <p><u>1</u> 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出することによつて行う。</p> <p><u>2</u> 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p><u>3</u> 被災者の救出の期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。</p> <p>6 被災した住宅の応急修理</p> <p><u>1</u> 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</p> <p><u>2</u> 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理費用は、1 世帯当たり次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額以内とする。ただし、同一住家に 2 以上の世帯が居住している場合における費用は、1 世帯当たりの限度額の範囲内とする。</p> <p><u>3</u> 住宅の応急修理は、災害発生の日から 1 月以内に完成する。</p>	<p>指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）において行うことができる。</p> <p><u>ウ</u> 医療の給付は、次の範囲内において行う。</p> <p><u>(7)</u> 診察</p> <p><u>a</u> 薬剤又は治療材料の給与</p> <p><u>b</u> 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p><u>c</u> 病院又は診療所への収容</p> <p><u>(4)</u> 看護</p> <p><u>エ</u> 医療の給付のため支出する費用は、それぞれ救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費、一般の病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内、施術者による場合は協定料金の額以内とする。</p> <p><u>オ</u> 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。</p> <p><u>(2)</u> 助産の給付</p> <p><u>ア</u> 助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後 7 日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失つた者に対して行う。</p> <p><u>イ</u> 助産の給付は、次の範囲内において行う。</p> <p><u>(7)</u> 分べんの介助</p> <p><u>(4)</u> 分べん前及び分べん後の処置</p> <p><u>(ウ)</u> 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の給与</p> <p><u>ウ</u> 助産の給付のため支出する費用は、それぞれ救護班による場合は使用した衛生材料の実費、助産師による場合は慣行料金の 8 割以内の額とする。</p> <p><u>エ</u> 助産の給付を実施する期間は、分べんの日から 7 日以内とする。</p> <p>5 災害にかかった被災者の救出</p> <p><u>(1)</u> 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出することによつて行う。</p> <p><u>(2)</u> 災害にかかった者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p><u>(3)</u> 災害にかかった者の救出の期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。</p> <p>6 災害にかかった住宅の応急修理</p> <p><u>(1)</u> 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</p> <p><u>(2)</u> 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理費用は、1 世帯当たり 520,000 円以内とする。ただし、同一住家に 2 以上の世帯が居住している場合における費用は、1 世帯当たりの限度額の範囲内とする。</p> <p><u>(3)</u> 住宅の応急修理は、災害発生の日から 1 月以内に完成する。</p>	
--	--	--

<p>7 生業に必要な資金の貸与</p> <p><u>1</u> 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、生業の手段を失った世帯に対して必要に応じて行う。</p> <p><u>2</u> 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込み確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者に対して貸与する。</p> <p><u>3</u> 生業に必要な資金の貸与額は、次 <u> </u> に掲げる額以内とする。</p> <p><u>(1)</u> 生業費 1件につき 30,000 円</p> <p><u>(2)</u> 就職支度費 1件につき 15,000 円</p> <p><u>4</u> 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。</p> <p><u>5</u> 生業に必要な資金の貸与条件は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1)</u> 貸与期間 2年以内</p> <p><u>(2)</u> 利子 無し</p> <p>8 学用品の給与</p> <p><u>1</u> 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による <u>亡失、毀損等</u>により学用品を使用することができず、<u> </u> 就学上支障のある小学校の児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校の生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等の生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。</p> <p><u>2</u> 学用品の給与は、被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において行う。</p> <p><u>(1)</u> 教科書</p> <p><u>(2)</u> 文房具</p> <p><u>(3)</u> 通学用品</p> <p><u>3</u> 学用品の給与を実施するため支出する費用は、次 <u> </u> に掲げる額以内とする。</p> <p><u>(一)</u> 教科書</p> <p><u>(1)</u> 小学校の児童及び中学校の生徒</p> <p>教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p><u>(2)</u> 高等学校等の生徒</p> <p>正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p><u>(二)</u> 文房具及び通学用品</p> <p>小学校児童 1人につき <u>4,500</u> 円以内</p> <p>中学校生徒 1人につき <u>4,800</u> 円以内</p> <p>高等学校等生徒 1人につき <u>5,200</u> 円以内</p> <p><u>4</u> 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。</p> <p>9 埋葬</p>	<p>7 生業に必要な資金の貸与</p> <p><u>(1)</u> 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、生業の手段を失った世帯に対して必要に応じて行う。</p> <p><u>(2)</u> 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込み確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者に対して貸与する。</p> <p><u>(3)</u> 生業に必要な資金の貸与額は、次の<u>範囲内の額</u> <u> </u> とする。</p> <p><u>ア</u> 生業費 1件につき 30,000 円</p> <p><u>イ</u> 就職支度費 1件につき 15,000 円</p> <p><u>(4)</u> 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。</p> <p><u>(5)</u> 生業に必要な資金の貸与条件は、次のとおりとする。</p> <p><u>ア</u> 貸与期間 2年以内</p> <p><u>イ</u> 利子 無し</p> <p>8 学用品の給与</p> <p><u>(1)</u> 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水 <u> </u> により学用品 <u> </u> <u>亡失し、又はき損したため</u> 就学上支障のある小学校の児童（ <u> </u> 特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校の生徒（ <u> </u> 中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等の生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。</p> <p><u>(2)</u> 学用品の給与は、被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において行う。</p> <p><u>ア</u> 教科書</p> <p><u>イ</u> 文房具</p> <p><u>ウ</u> 通学用品</p> <p><u>(3)</u> 学用品の給与を実施するため支出する費用は、次の<u>額の範囲内</u> <u> </u> とする。</p> <p><u>ア</u> 教科書</p> <p><u>(ア)</u> 小学校の児童及び中学校の生徒</p> <p>教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p><u>(イ)</u> 高等学校等の生徒</p> <p>正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p><u>イ</u> 文房具及び通学用品</p> <p>小学校児童 1人につき <u>4,100</u> 円以内</p> <p>中学校生徒 1人につき <u>4,400</u> 円以内</p> <p>高等学校等生徒 1人につき <u>4,800</u> 円以内</p> <p><u>(4)</u> 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。</p> <p>9 埋葬</p>	
---	---	--

<p>1 死体の埋葬は、災害の際死亡した者について、応急的に行う。</p> <p>2 埋葬は、次の範囲内において、次のものを支給することにより行う。</p> <p>(1) 棺（付属品を含む。）</p> <p>(2) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）</p> <p>(3) 骨つぼ及び骨箱</p> <p>3 埋葬のため支出する費用は、1体につき12歳以上の者は <u>215,000</u>円以内とし、12歳未満の者は <u>72,000</u>円以内とする。</p> <p>4 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p> <p>10 死体の捜索及び処理</p> <p>1 死体の捜索</p> <p>(1) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者について行う。</p> <p>(2) 死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p> <p>2 死体の処理</p> <p>(1) 死体の処理（埋葬を除く。）は、災害の際死亡した者について行う。</p> <p>(2) 死体の処理は、次の事項について行う。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>(2) 死体の一時保存</p> <p>(3) 検案</p> <p>(3) 検案は、原則として救護班が行う。</p> <p>(4) 死体の処理のため支出する費用は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等 一体につき <u>3,500</u>円以内</p> <p>(2) 死体の一時保存</p> <p>イ 既存建物を利用する場合にあつては当該建物の通常の利用しない場合にあつては1体につき <u>5,400</u>円以内</p> <p>ロ 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費</p> <p>(3) 救護班以外の者の検案 当該地域の慣行料金の額以内</p> <p>(5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p> <p>11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p>1 障害物の除去は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に障害物が運びこまれている場合又は敷地に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある場合に自己の資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。</p> <p>2 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他の除去に必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、<u>一の市町村内において行つた障害物の除去に要した費用の</u>1世帯当たり <u>137,900</u>円以内とする。ただし、同一住家に2以上の世帯が居住している場合における費用は、1世帯当たりの限度額の範囲内とする。</p>	<p>(1) 死体の埋葬は、災害の際死亡した者について、応急的に行う。</p> <p>(2) 埋葬は、次の範囲内において、次のものを支給することにより行う。</p> <p>ア 棺（付属品を含む。）</p> <p>イ(埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）</p> <p>ウ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>(3) 埋葬のため支出する費用は、1体につき12歳以上の者は <u>201,000</u>円以内とし、12歳未満の者は <u>160,800</u>円以内とする。</p> <p>(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p> <p>10 死体の捜索及び処理</p> <p>(1) 死体の捜索</p> <p>ア 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者について行う。</p> <p>イ 死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p> <p>(2) 死体の処理</p> <p>ア 死体の処理（埋葬を除く。）は、災害の際死亡した者について行う。</p> <p>イ 死体の処理は、次の事項について行う。</p> <p>(7) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>(4) 死体の一時保存</p> <p>(5) 検案</p> <p>ウ 検案は、原則として救護班が行う。</p> <p>エ 死体の処理のため支出する費用は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(7) 死体の洗浄、縫合、消毒等 一体につき <u>3,300</u>円以内</p> <p>(4) 死体の一時保存</p> <p>a 既存建物を利用する場合にあつては当該建物の通常の利用しない場合にあつては1体につき <u>5,000</u>円以内</p> <p>b 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費</p> <p>(5) 救護班以外の者の検案 当該地域の慣行料金の額以内</p> <p>オ 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p> <p>11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p>(1) 障害物の除去は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に障害物が運びこまれている場合又は敷地に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある場合に自己の資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他の除去に必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、<u>一の市町村内において行つた障害物の除去に要した費用の</u>1世帯当たり <u>133,900</u>円以内とする。ただし、同一住家に2以上の世帯が居住している場合における費用は、1世帯当たりの限度額の範囲内とする。</p>	
--	--	--

- 3** 障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。
- 12 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
- 1** 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。
- (一)** 被災者の避難に係る支援
 - (二)** 医療及び助産
 - (三)** 災害にかかった者の救出
 - (四)** 飲料水の供給
 - (五)** 死体の捜索
 - (六)** 死体の処理（埋葬を除く。）
 - (七)** 救済用物資の整理配分
- 2** 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- 3** 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇入れの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

別表第 2（第 9 条関係）

従事者の区分	実費弁償の種類及び額		
	日当	時間外勤務手当	旅費
令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度知事が決定する額以内の額。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮してその都度知事が決定する額以内の額	日当の額を 8 で除して得た額を岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 32 年岐阜県条例第 29 号。以下「給与条例」という。）第 17 第 1 項に規定する勤務一時間当たりの給与額とみなして給与条例第 14 条の規定の例により算定した額以内の額	県の職員が公務のために旅行するとした場合に岐阜県職員等旅費条例（昭和 32 年条例第 30 号）の規定により支給すべき旅費の額に相当する額以内の額
令第 10 条第 5 号から第 10 号までに規定する者	当該地域における業者の慣行料金にその 100 分の 3 に相当する額を加算した額以内の額		

- 16** 救助別報告事項（略）
- 17** 応急仮設住宅建設可能用地

番号	名称	所在地	面積(㎡)	備考
1	東白川中学校運動場	神土 647 番地 4	9,849	
2	東白川小学校運動場	神土 2686 番地 19	11,520	
3	東白川総合運動場	神土 501 番地	10,550	
4	越原運動場	越原 947 番地	3,917	
5	五加運動場	五加 893 番地 1	3,878	
6	みつば保育園 園庭	神土 535 番地 1	2,067	

- 18** 一時集積配分拠点（略）
- 19** 災害時廃棄物仮置場（略）
- 20** 大規模災害時の死体一時安置所

- (3)** 障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。
- 12 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
- (1)** 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。
- ア** 被災者の避難
 - イ** 医療及び助産
 - ウ** 災害にかかった者の救出
 - エ** 飲料水の供給
 - オ** 死体の捜索
 - カ** 死体の処理（埋葬を除く。）
 - キ** 救済用物資の整理配分
- (2)** 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- (3)** 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇入れの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

別表第 2（第 9 条関係）

従事者の区分	実費弁償の種類及び額		
	日当	時間外勤務手当	旅費
令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度知事が決定する額以内の額。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮してその都度知事が決定する額以内の額	日当の額を 8 で除して得た額を岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 32 年岐阜県条例第 29 号。以下「給与条例」という。）第 17 第 1 項に規定する勤務一時間当たりの給与額とみなして給与条例第 14 条の規定の例により算定した額以内の額	県の職員が公務のために旅行するとした場合に岐阜県職員等旅費条例（昭和 32 年条例第 30 号）の規定により支給すべき旅費の額に相当する額以内の額
令第 10 条第 5 号から第 10 号までに規定する者	当該地域における業者の慣行料金にその 100 分の 3 に相当する額を加算した額以内の額		

- 15** 救助別報告事項（略）
- 16** 応急仮設住宅建設可能用地

番号	名称	所在地	面積(㎡)	備考
1	東白川中学校運動場	神土 647 番地 4	9,849	
2	東白川小学校運動場	神土 2686 番地 19	11,520	
3	東白川総合運動場	神土 501 番地	10,550	
4	はなのき会館芝生広場	神土 606 番地	2,649	
5	越原運動場	越原 947 番地	3,917	
6	五加運動場	五加 893 番地 1	3,878	
7	みつば保育園 園庭	神土 535 番地 1	2,067	

- 17** 一時集積配分拠点（略）
- 18** 災害時廃棄物仮置場（略）

○番号ずれの修正

○用途変更に伴う修正

○番号ずれの修正

施設名	所在地	面積(m ²)	地目	地目	施設管理団体名
越原倉庫(旧越原茶工場)	越原 505 番地 1	613.01	山林	宅地	東白川村

〈消防防災段階別活動編〉

1. 林野火災活動

- (1) (略)
- (2) 段階別活動計画 [林野火災] (別紙 1 参照)

2. 建物火災活動

- (1) (略)
- (2) 段階別活動計画 [建物火災] (別紙 2 参照)

3-1. 集中豪雨、異常気象災害活動

- (1) (略)

3-2. 台風災害活動

- (1) (略)
- (2) 段階別活動計画 [集中豪雨、異常気象、台風災害] (別紙 3 参照)

4. 地震災害活動

- (1) (略)
- (2) 段階別活動計画 [地震災害] (別紙 4 参照)

5. 航空機事故災害活動

- (1) (略)
- (2) 段階別活動計画 [航空機事故] (別紙 5 参照)

6. 大交通事故災害活動

- (1) (略)
- (2) 段階別活動計画 [大交通事故災害] (別紙 6 参照)

7. 化学物質流出事故災害活動

- (1) (略)
- (2) 段階別活動計画 [化学物質流出事故災害] (別紙 7 参照)

施設名	所在地	面積(m ²)	地目	地目	施設管理団体名

〈消防防災段階別活動編〉

1. 林野火災活動

- (1) (略)
- (2) 段階別活動計画 [林野火災] (別紙 1 参照)

2. 建物火災活動

- (1) (略)
- (2) 段階別活動計画 [建物火災] (別紙 2 参照)

3-1. 集中豪雨、異常気象災害活動

- (1) (略)

3-2. 台風災害活動

- (1) (略)
- (2) 段階別活動計画 [集中豪雨、異常気象、台風災害] (別紙 3 参照)

4. 地震災害活動

- (1) (略)
- (2) 段階別活動計画 [地震災害] (別紙 4 参照)

5. 航空機事故災害活動

- (1) (略)
- (2) 段階別活動計画 [航空機事故] (別紙 5 参照)

6. 大交通事故災害活動

- (1) (略)
- (2) 段階別活動計画 [大交通事故災害] (別紙 6 参照)

7. 化学物質流出事故災害活動

- (1) (略)
- (2) 段階別活動計画 [化学物質流出事故災害] (別紙 7 参照)

○記載の追加

○組織編制の変更と災対法改正による修正
○組織編制の変更と災対法改正による修正

○組織編制の変更と災対法改正による修正
○組織編制の変更と災対法改正による修正
○組織編制の変更と災対法改正による修正
○組織編制の変更と災対法改正による修正
○組織編制の変更と災対法改正による修正